

境町第 3 次障害者計画

境町第 5 期障害福祉計画

境町第 1 期障害児福祉計画



平成 30 年 3 月

境町

ごあいさつ

わが国では、平成18年に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の障害者総合支援法の改正、障害者差別解消法制定など様々な法制度の整備が行われ、平成26年には障害者権利条約の批准が行われました。

本町においても平成24年度から平成29年度までを計画期間とする境町第2次障害者計画を策定し、「だれもが安心して、生きがいをもって暮らせるまちを目指して」を基本理念に、各種施策を展開してきました。

近年、障害福祉を取り巻く環境は変化しており、障害のある方の高齢化と重度化、介護する方の高齢化、親亡き後の問題、障害のあるお子さんへの支援の充実など様々な対応が求められています。平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、これらの対応と障害児福祉計画の策定が盛り込まれます。

本年度、障害者計画の見直しをむかえ、国の動向を踏まえながら平成30年度から平成35年度までを計画期間とする境町第3次障害者計画、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする境町第5期障害福祉計画及び境町第1期障害児福祉計画を策定しました。

今後も、障害のある人ない人が、ともに理解し合いこころ豊かに暮らす共生社会をめざし、地域において自立に向けた支援やサービスを受け、生き生きと暮らすことのできる環境づくりを目指していきたいと考えておりますので、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定に当たりまして御協力いただきました境町地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、貴重な御意見を頂きました町民の皆様にこころより感謝申し上げます。

平成30年3月



境町長 橋本正裕

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	1
第2節 計画の位置づけ等.....	2
第2章 障害のある人を取り巻く状況	6
第1節 人口の推移.....	6
第2節 障害のある人の状況	7
第3節 第4期障害福祉計画の実施状況.....	14
第4節 アンケート調査結果の概要.....	20
第3章 計画の基本的な考え方	41
第1節 計画の基本理念.....	41
第2節 計画の基本方針.....	41
第3節 施策の体系.....	43
第4章 第3次障害者計画	45
第1節 自立生活の支援の推進.....	45
第2節 保健・医療の推進.....	48
第3節 教育・文化・スポーツ等の振興.....	51
第4節 雇用・就業・経済的自立の支援.....	55
第5節 安全・安心な生活環境の整備.....	57
第6節 差別の解消・権利擁護の推進.....	59
第5章 第5期障害福祉計画	62
第1節 計画の基本的な考え方.....	62
第2節 第5期障害福祉計画における成果目標.....	63
第3節 障害福祉サービスの活動目標.....	67
第4節 第1期障害児福祉計画	78
第6章 計画の推進	81
第1節 計画の推進体制.....	81
第2節 計画の点検・評価.....	82
資料編	83
1. 境町地域自立支援協議会設置要綱.....	83
2. 境町地域自立支援協議会委員名簿.....	85
3. 「境町障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」策定経過.....	85
4. 用語説明.....	86

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

1. 策定の趣旨と背景

境町では、平成24年3月に「境町第2次障害者計画・境町第3期障害福祉計画」を策定し、障害者基本法の基本理念を踏まえ、障害の有無を問わず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをめざして、各種の施策を推進してきました。

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき3年ごとにサービスの目標量を定めるものですが、平成27年3月には第4期の計画を策定し、必要なサービス量の確保と提供体制の充実に取り組んでいます。

この間、国においては、平成24年6月に障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しました。また、平成26年1月には「障害者権利条約」の批准が行われるなど、国における障害者制度改革は現在も進められているところです。

障害者差別解消法は、平成28年4月から施行されましたが、これにより合理的配慮の提供をはじめ、障害のある人の社会生活を制限し社会参加を制約しているソフト・ハード面の社会的障壁を除去または軽減する取組を着実に進めていくことが求められています。

また、平成30年度には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、地域生活支援や就労支援の強化をはじめ、障害のある人の高齢化への対応、発達支援サービスの強化、障害のある児童へのサービス提供体制を構築するための障害児福祉計画を策定などが盛り込まれることとなりました。

本計画は、こうした国の制度改正を十分に踏まえながら、境町に住むすべての障害のある人や児童が安心して住める福祉のまちづくりをより一層推進するための指針として策定したものです。

第2節 計画の位置づけ等

1. 法的な位置づけ

境町第3次障害者計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画であり、また、境町第5期障害福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画です。

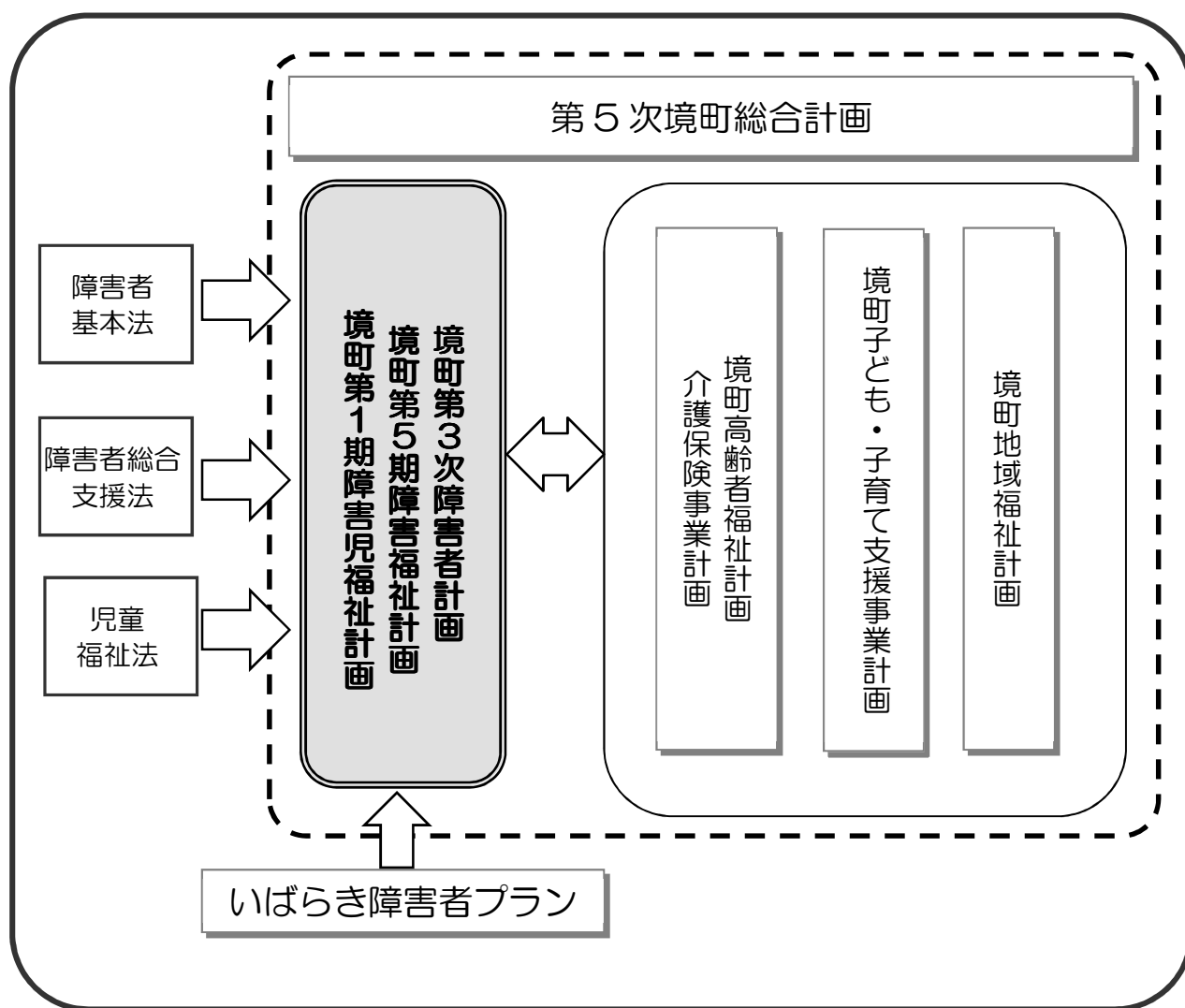
さらに、本計画は、新たに児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく、障害のある児童を対象とした福祉サービス等の確保に関する「障害児福祉計画」と一体的に策定するものとします。

	法的位置づけ	計画の役割
境町第3次障害者計画	障害者基本法第11条第3項による規定に基づく「市町村障害者計画」	障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするもの。
境町第5期障害福祉計画	改正障害者総合支援法第88条第1項による規定に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。
境町第1期障害児福祉計画	改正児童福祉法第33条の20第1項による規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるもの。

2. 各種計画における位置づけ

本計画は、県の「いばらき障害者プラン」をはじめ、町の最上位計画である「第5次境町総合計画」、保健福祉分野の関連計画である「境町地域福祉計画」「境町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「境町子ども・子育て支援事業計画」などの計画と調和を保った計画として策定しています。

【計画の位置づけ】



3. 計画の対象

本計画は、障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人や児童を対象とします。

また、高次脳機能障害、難病、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等といった人も含め、「すべての障害の状態にある人」を支援します。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、以下のとおりとします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害者計画	第2次						第3次					
障害福祉計画	第3期		第4期				第5期		(第6期)			
障害児福祉計画							第1期		(第2期)			

5. 計画の策定体制

(1) 境町地域自立支援協議会

障害者団体の代表者、医療、教育及び福祉関係者、福祉サービス事業者等で構成する「境町地域自立支援協議会」において、計画の意見を求めました。

(2) 障害福祉に関するアンケート調査の実施

本町に在住する障害のある人の生活状況や障害福祉サービスの利用状況及び利用意向、今後の施策ニーズ等について把握するとともに、本計画の策定及び障害者施策の運営上の参考とするため、「境町障害者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

「境町パブリック・コメント手続に関する要綱」に基づき、本計画の趣旨や内容について、町民から広く意見を募集しました。

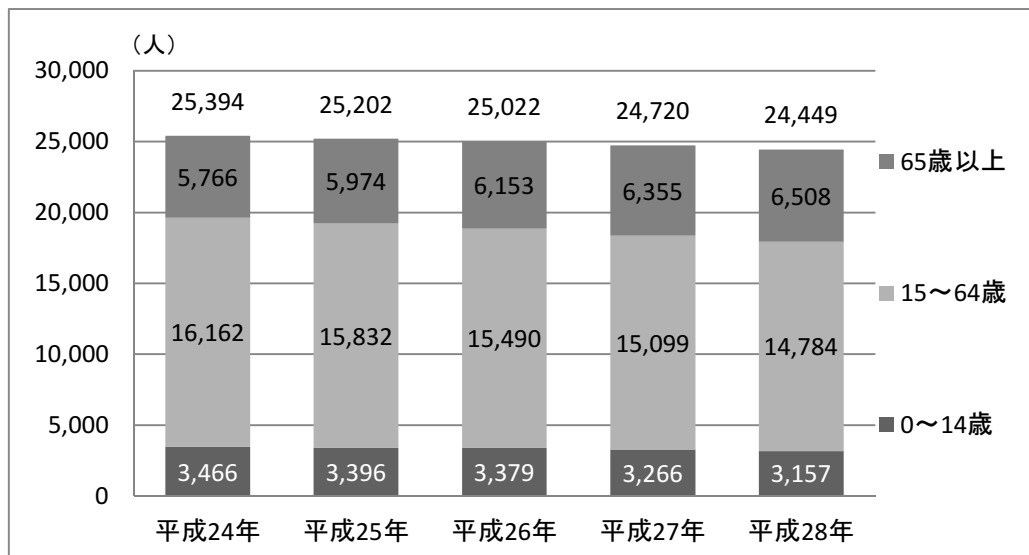
第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1節 人口の推移

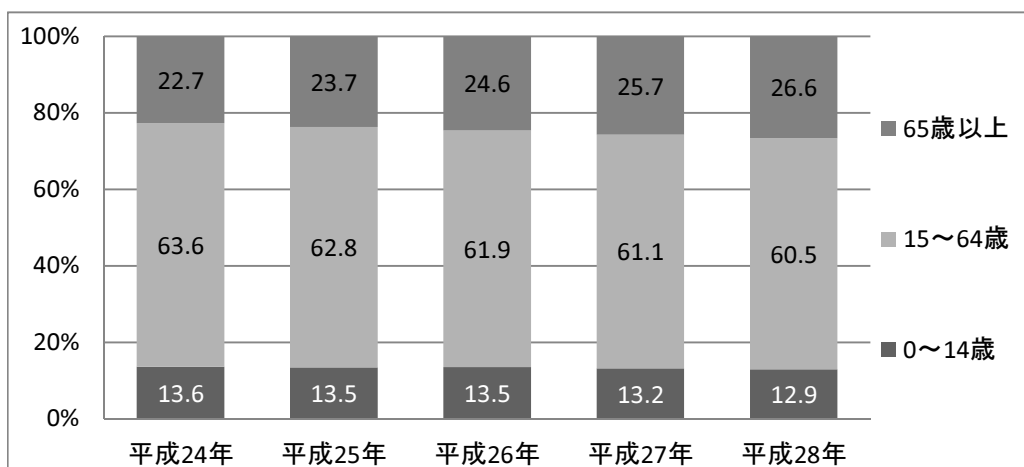
1. 年齢階級別人口の推移

境町の平成28年1月1日現在の人口は24,449人で、年々減少傾向にあります。年齢階級別にみると、0～14歳（年少人口）及び15～64歳（生産年齢人口）が減少している一方で、65歳以上（高齢者人口）が増加しています。

■年齢階級別人口の推移



■年齢階級別人口割合の推移



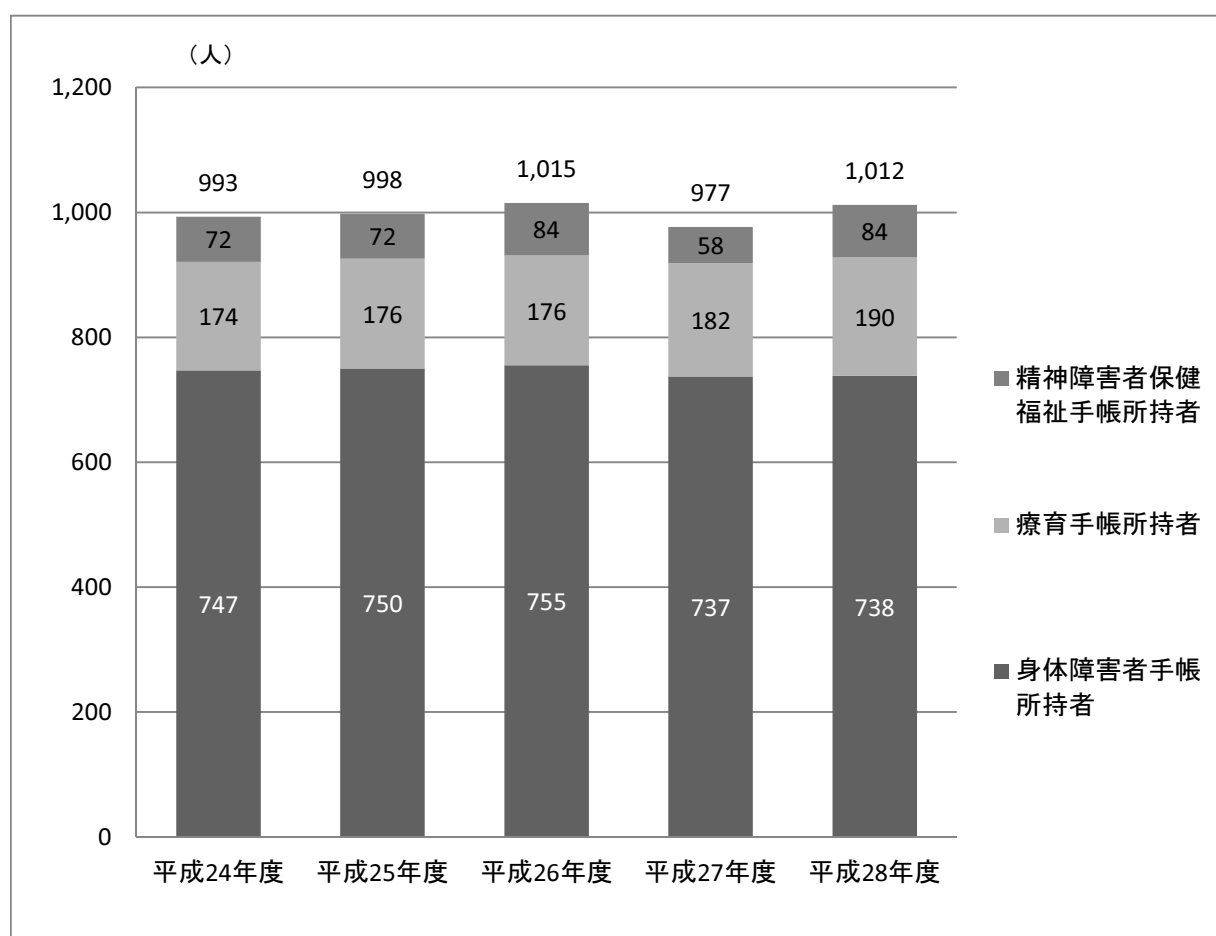
資料：茨城県常住人口調査結果報告書（各年1月1日現在）

第2節 障害のある人の状況

1. 障害者手帳所持者数の推移

境町の障害者手帳所持者数は、1,000人前後で推移しています。内訳では、身体障害者手帳所持者がやや減少し、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者がやや増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移



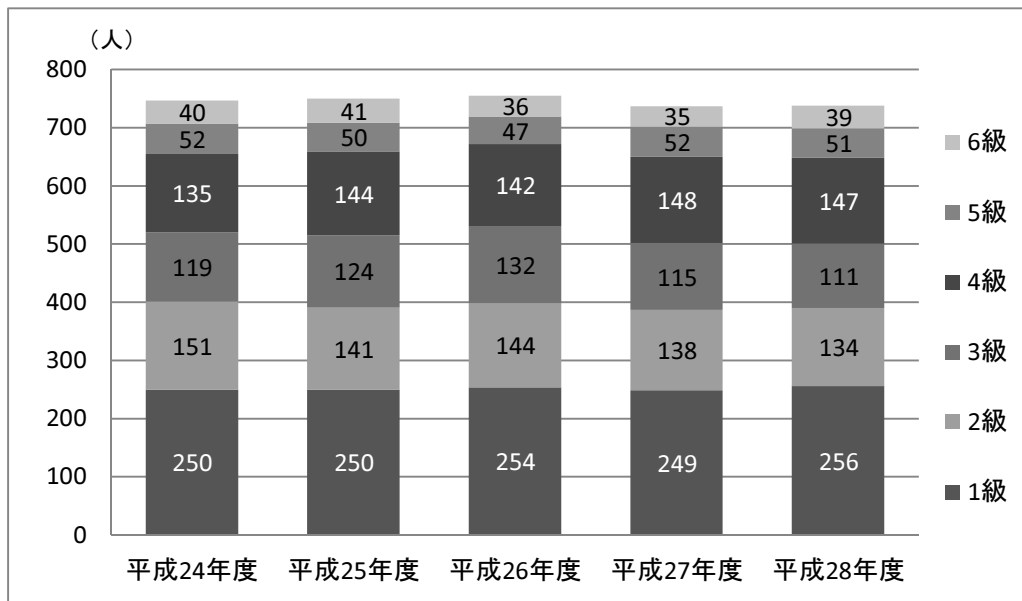
資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

2. 身体障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の等級別状況

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「1級」が全体の3割以上と多く、次いで「4級」、「2級」の順となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の等級別状況

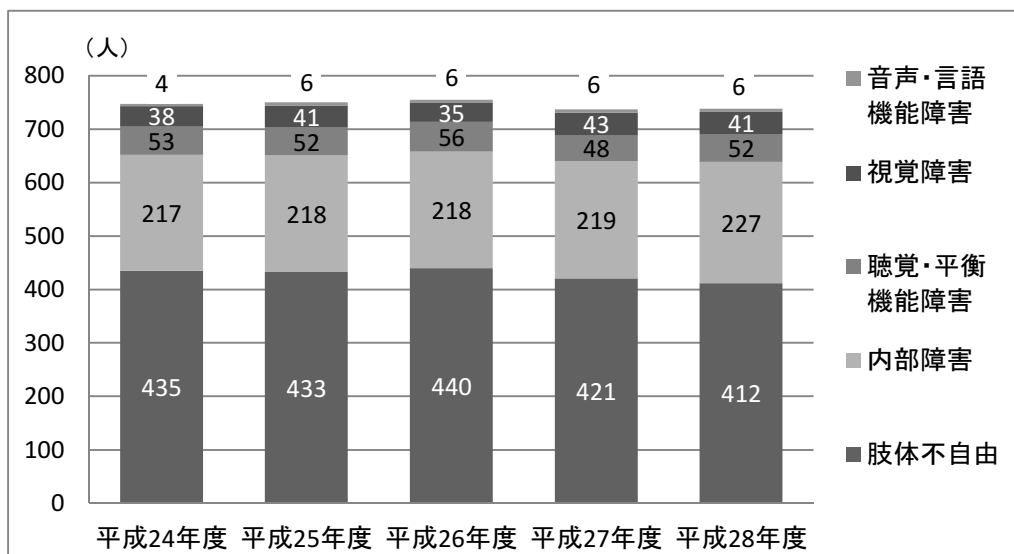


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の障害別状況

身体障害者手帳所持者を障害別にみると、「肢体不自由」が半数を超え、次いで「内部障害」が約3割となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の障害別状況



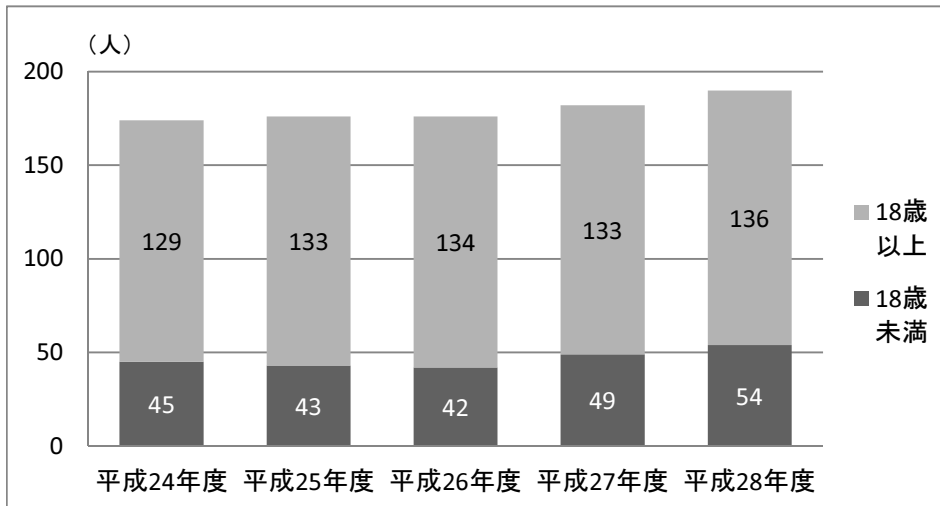
資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

3. 知的障害のある人の状況

(1) 療育手帳所持者の年齢別状況

療育手帳所持者を年齢区分で見ると、「18歳以上」が約7割、「18歳未満」が約3割となっていますが、「18歳未満」が近年増加の傾向にあります。

■療育手帳所持者の年齢別状況

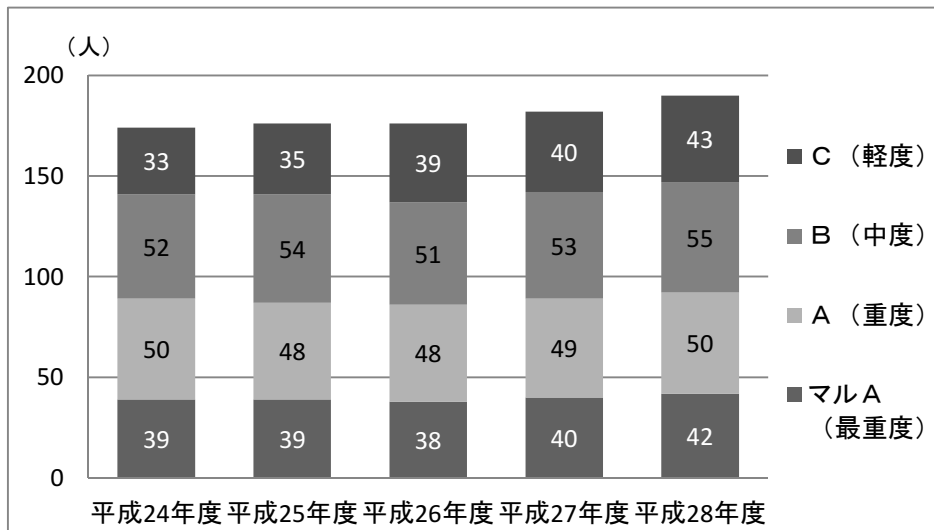


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 療育手帳所持者の等級別状況

療育手帳所持者を等級別にみると、「C（軽度）」の人の数が一貫して増加の傾向にあります。

■療育手帳所持者の等級別状況

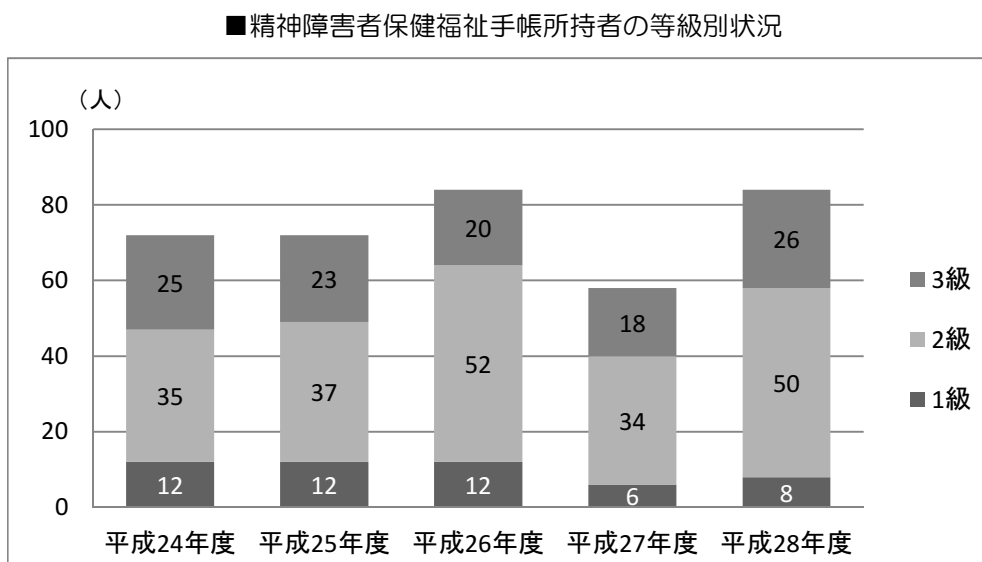


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

4. 精神障害のある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

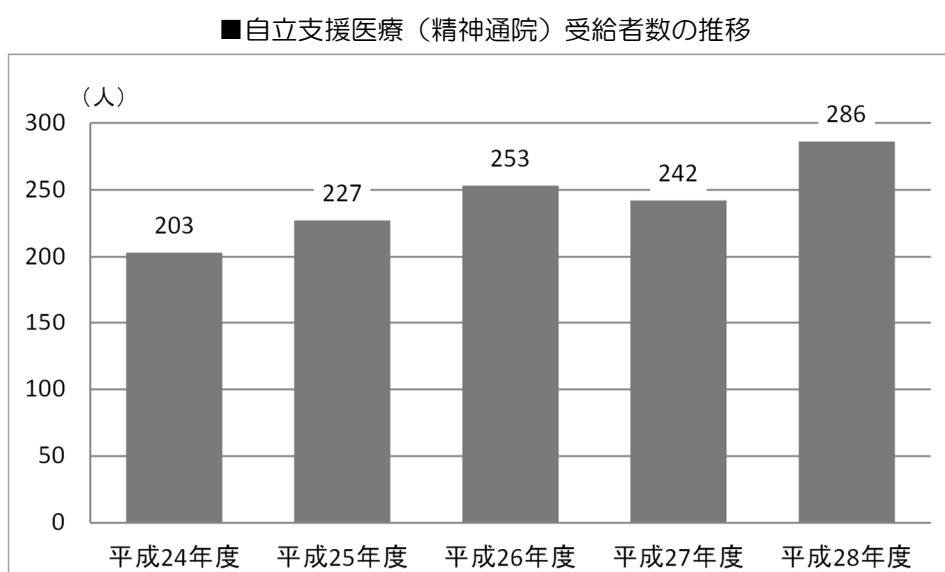
精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、「2級」の人が過半数を占め、「1級」の人が減少しています。



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）の受給者は増加傾向にあり、平成28年度で300人に近い人数となっています。

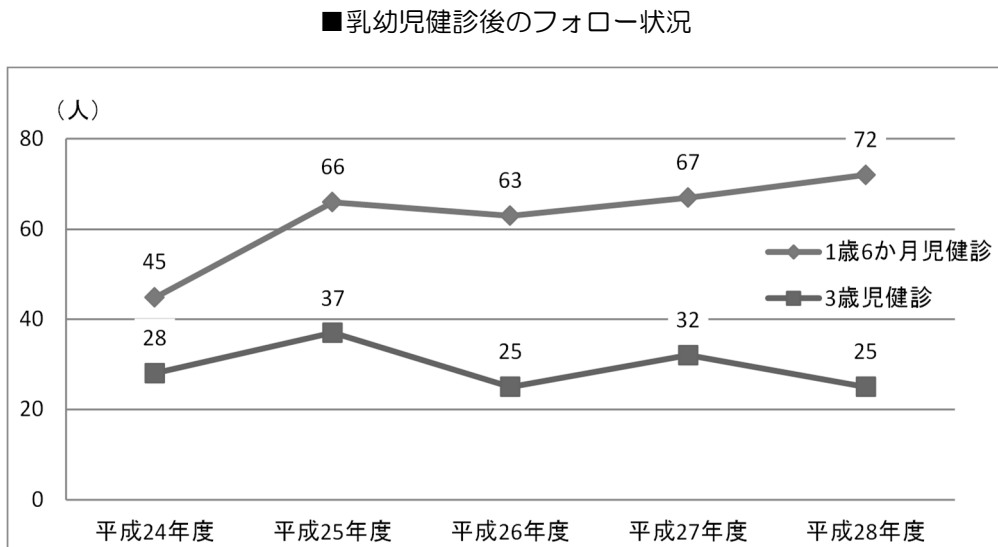


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

5. 早期療育の状況

(1) 乳幼児健診後のフォロー状況

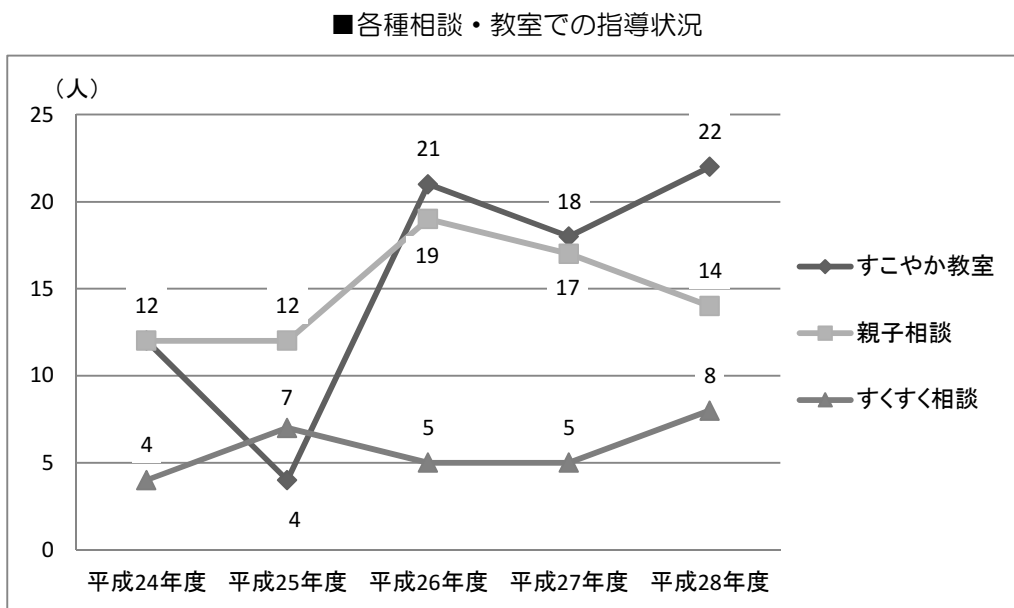
乳幼児健診で、言葉や行動の問題でフォローが必要だったケースは、「1歳6か月児健診」では増加傾向、「3歳児健診」ではほぼ横ばいで、30人前後で推移しています。



資料：子ども未来課健康推進室

(2) 各種相談・教室での指導状況

乳幼児健診後の、フォローの一環として実施している各種相談・教室での指導では、「すこやか教室」の利用が大きく伸びてきています。



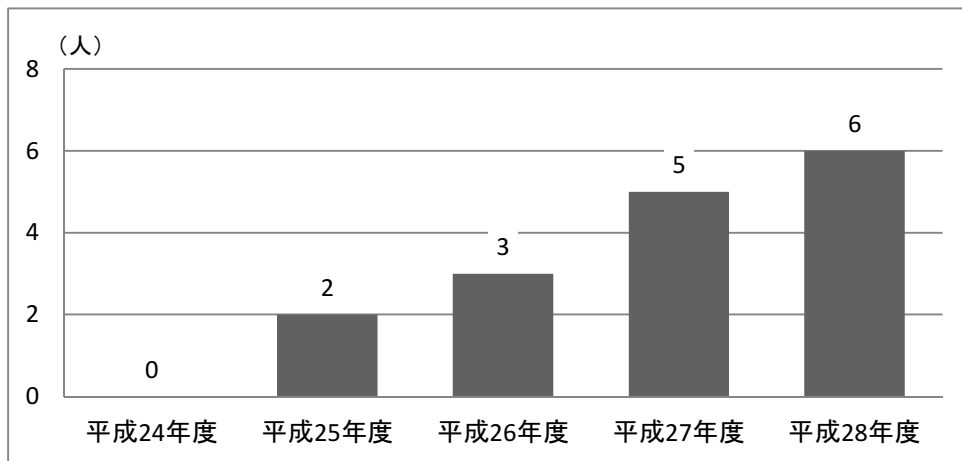
資料：子ども未来課健康推進室

6. 障害のある人の就園・就学の状況

(1) 障害のある児童の就園状況

保育園・認定こども園に通う障害のある児童は、年々増加傾向にあります。

■ 保育園・認定こども園に通う障害のある児童数の推移

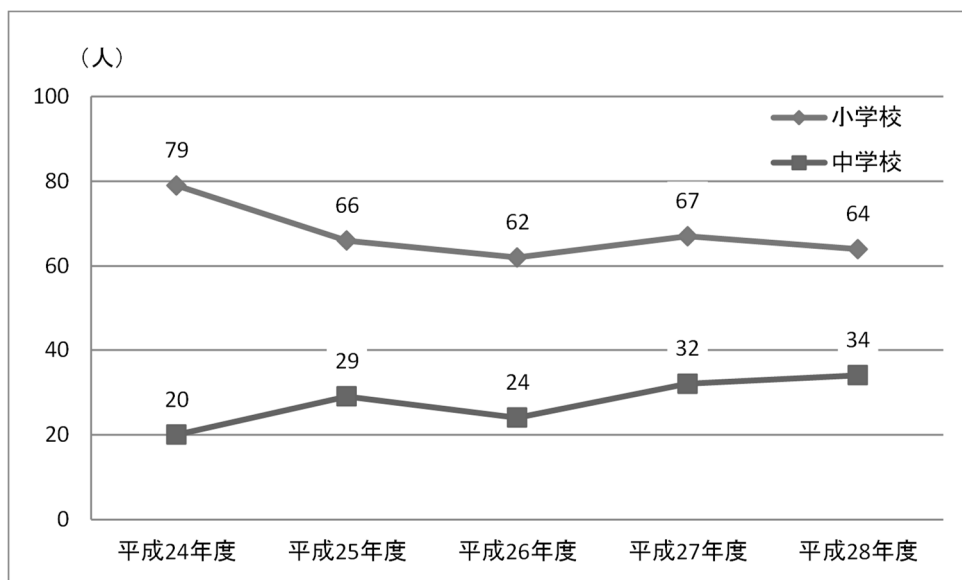


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 障害のある児童の就学状況

小・中学校に通う児童・生徒数は、小学校は減少からほぼ横ばい、中学校はやや増加の傾向にあります。

■ 小・中学校に通う障害のある児童・生徒数の推移

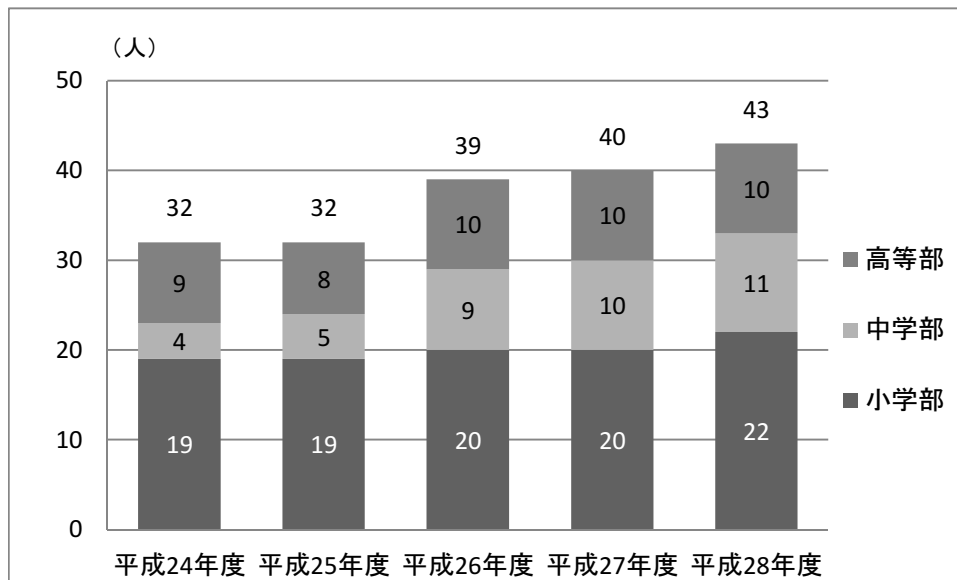


資料：教育委員会（各年5月1日現在）

(3) 特別支援学校に通う児童・生徒数の推移

町内在住の特別支援学校に通う児童・生徒数は、増加傾向にあります。

■特別支援学校に通う障害のある児童・生徒数の推移



資料：特別支援学校（各年5月1日現在）

※数値は境町に在住の児童・生徒数。

第3節 第4期障害福祉計画の実施状況

第4期計画(平成27年度～平成29年度)で定めた成果目標及び各活動指標の進捗状況は、福祉施設入所者の地域生活への移行と地域生活支援拠点の整備については目標に達せず、福祉施設から一般就労への移行については、目標を達成しました。

1. 平成29年度までに目指す成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	基準年度実績 (平成26年10月時点)	目標年度 (平成29年度末)	目標年度実績 (平成29年度末)
施設入所者数	38人	37人(-1) ※1	40人(+2) ※1

※1 ()内は基準年度実績に対する増減

(2) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標年度実績(平成29年度末)
地域生活支援拠点の整備	0箇所

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項目	基準年度実績 (平成26年度)	目標年度 (平成29年度末)	目標年度実績 (平成29年度末)
一般就労移行者数	1人	2人(+1) ※1	2人(+1) ※1

※1 ()内は基準年度実績に対する増減

2. 障害福祉サービス（自立支援給付）

（1）訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績は、見込み量を下回り、ほぼ横ばいで推移しています。

（上段：見込量／下段：実績値）

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	延時間／月	10	13	13	17
			13	14	14
	実人／月	99	118	149	164
			125	133	132

※平成 29 年度実績は実績見込み。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用実績は、「生活介護」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「短期入所」で見込み量を下回っているものの、利用が伸びています。また、「就労移行支援」「療養介護」「自立訓練（生活訓練）」はほぼ見込み通り、「自立訓練（機能訓練）」は利用者がありませんでした。

（上段：見込量／下段：実績値）

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)生活介護	延人日／月	1,055	1,100	1,242	1,500
			1,132	1,161	1,187
	実人／月	49	50	54	60
			52	55	56
(2)自立訓練(機能訓練)	延人日／月	0	20	20	20
			0	0	0
	実人／月	0	1	1	1
			0	0	0
(3)自立訓練(生活訓練)	延人日／月	24	24	24	25
			20	33	24
	実人／月	3	3	3	4
			1	2	2
(4)就労移行支援	延人日／月	98	110	110	110
			117	113	113
	実人／月	5	5	5	5
			7	6	6
(5)就労継続支援(A型)	延人日／月	115	500	540	600
			114	130	216
	実人／月	19	20	20	20
			6	7	12
(6)就労継続支援(B型)	延人日／月	427	500	540	600
			425	455	480
	実人／月	19	20	20	20
			23	24	26
(7)療養介護	延人日／月	139	120	120	120
			122	122	122
	実人／月	5	4	4	4
			4	4	4
(8)短期入所	延人日／月	75	64	64	64
			65	37	38
	実人／月	4	4	4	5
			5	4	4

※平成 29 年度実績は実績見込み。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」ともに利用実績が伸びて、見込量を上回っています。

(上段：見込量／下段：実績値)

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 共同生活援助(グループホーム)	実人／月	21	22	24	25
			23	25	27
(2) 施設入所支援	実人／月	36	35	34	33
			39	39	40

※平成 29 年度実績は実績見込み。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

「計画相談支援」の利用実績は見込量を下回ってはいますが増加傾向にあります。「地域移行支援」の利用はなく、「地域定着支援」も見込量を下回っています。

(上段：見込量／下段：実績値)

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 計画相談支援	実人／月	69	101	153	153
			130	137	148
(2) 地域移行支援	実人／月	0	1	2	3
			0	0	0
(3) 地域定着支援	実人／月	1	2	3	4
			1	1	1

※平成 29 年度実績は実績見込み。

(5) 障害児支援事業

障害児支援について、「放課後等デイサービス」の利用実績は見込量を上回って増加の傾向にあります。また、前回計画で見込量は設定しておりませんが、「児童発達支援」の利用は増加しており、「保育所等訪問支援」については、現在までのところ利用者がいない状況です。

(上段：見込量／下段：実績値)

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 放課後等デイサービス	実人日／月	205	224	240	272
			280	353	388
	実人／月	13	14	15	17
			17	21	24
(2) 児童発達支援	実人日／月	20			
			16	4	16
	実人／月	2			
			3	2	3
(3) 保育所等訪問支援	実人日／月	0			
			0	0	0
	実人／月	0			
			0	0	0

※平成 29 年度実績は実績見込み。

(6) 地域生活支援事業

「日常生活用具給付・貸与事業」で利用実績が見込量を大きく上回り、「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」「地域活動支援センター事業」「身体障害者自動車改造費補助事業」「手話奉仕員養成講座」で見込量どおり、「移動支援事業」「日中一時支援事業」「障害者訪問入浴サービス事業」で見込量を下回り、「生活サポート事業」「身体障害者自動車運転免許取得費補助事業」では利用がありません。

(上段：見込量／下段：実績値)

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 相談支援事業	箇所	1	1	1	1
			1	1	1
(2) コミュニケーション支援事業	箇所	1	1	1	1
			1	1	1
(3) 日常生活用具給付・貸与事業	件数／年	271	288	305	323
			555	580	640
(4) 移動支援事業	箇所	3	3	3	3
			2	1	2
	人／年	5	5	5	5
			3	4	4
(5) 地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2	2
			2	2	2
(6) 日中一時支援事業	箇所	11	11	12	12
			8	8	10
	人／年	40	41	42	43
			34	34	32
(7) 生活サポート事業	人／年	0	1	1	1
			0	0	0
(8) 身体障害者自動車運転免許取得費補助事業	人／年	0	0	1	1
			0	0	0
(9) 身体障害者自動車改造費補助事業	人／年	0	1	1	1
			1	0	1
(10) 障害者訪問入浴サービス事業	箇所	2	3	3	3
			2	2	2
(11) 手話奉仕員養成講座	箇所	1	1	1	1
			1	1	1

※平成 29 年度実績は実績見込み。

第4節 アンケート調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたっては、町内在住の障害のある人の生活状況やニーズなどを把握し、策定の基礎資料及び今後の施策運営の参考としていくことを目的としてアンケート調査を実施しました。以下に調査の概要について示します。

(2) 調査の種類および調査対象者

調査種別	調査対象者
障害者（児）調査	町内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、自立支援医療受給者証をお持ちの方、障害児通所支援利用者、指定難病特定医療費助成受給者

(3) 調査の設計

調査種別	項目	内容
障害者（児）調査	ア 対象者数	1,000人
	イ 抽出方法	無作為抽出
	ウ 調査地域	町内全域
	エ 調査方法	郵送配布・郵送回収
	オ 調査期間	平成29年9月22日～10月9日

(4) 回収結果

調査種別	①発送数（通）	②回収数（通）	③回収率（%）
障害者（児）調査	1,000	608	60.8

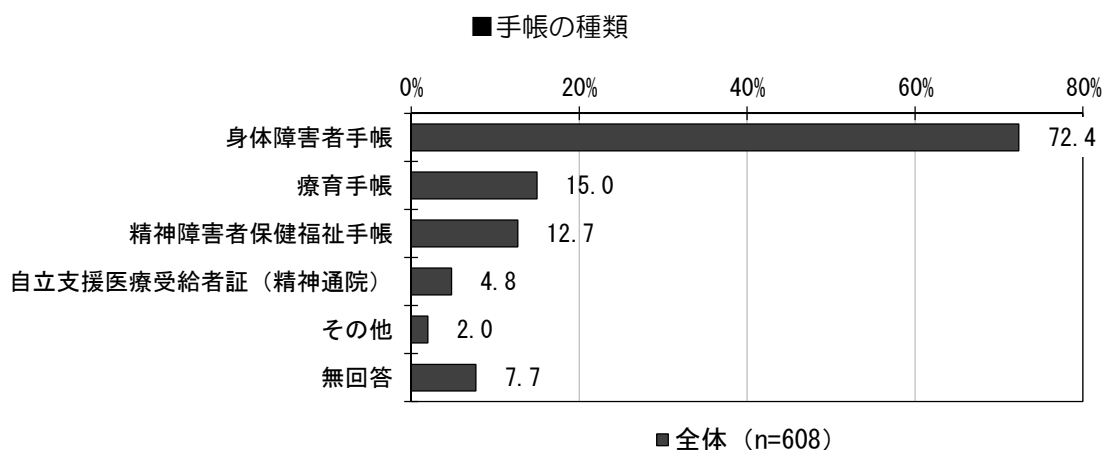
(5) 調査結果の見方

- ① 図表中の「n」は、その設問の回答者数を表します。
- ② 集計した数値（%）は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の数値（%）をすべて合計しても、100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答者数を分母として割合（%）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えることがあります。

2. 主な調査結果

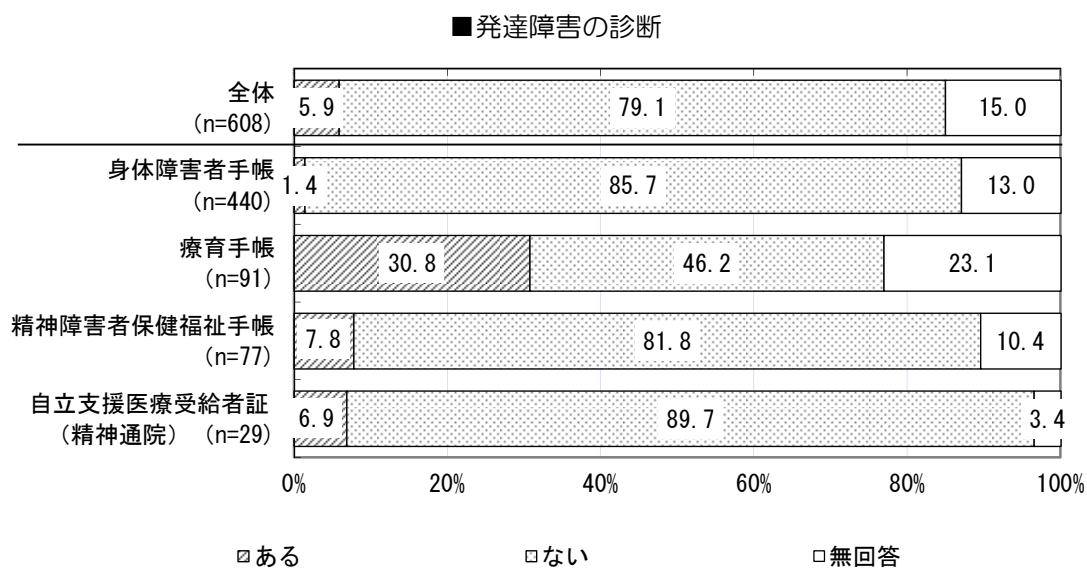
(1) 回答者の手帳の種類

手帳の所持状況は、「身体障害者手帳」が72.4%と最も高く、次いで「療育手帳」が15.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が12.7%となっています。



(2) 発達障害の診断

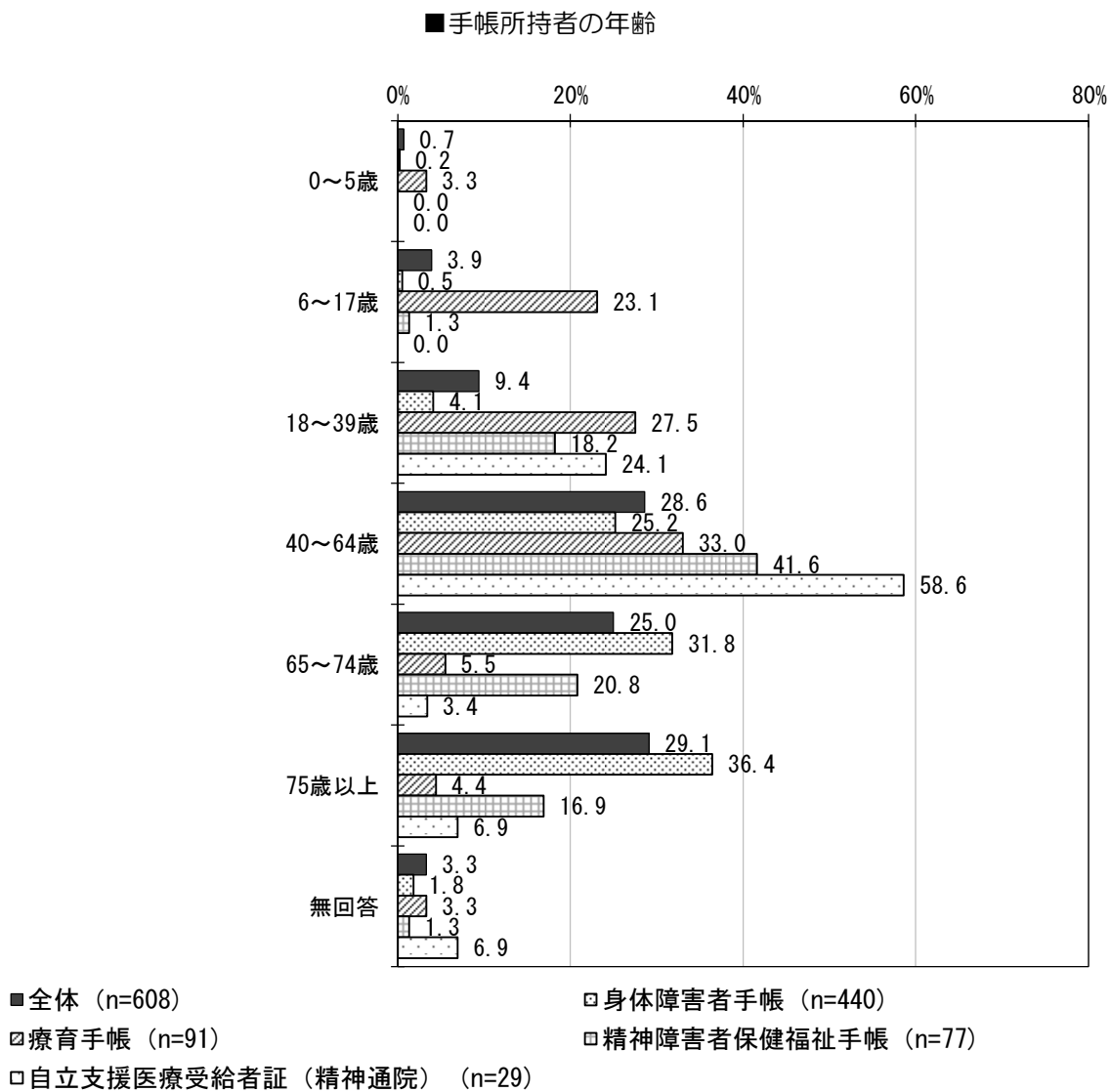
発達障害と診断されたことがあるかについては、「ない」が79.1%、「ある」が5.9%となっています。手帳所持状況別にみると、療育手帳では「ある」が30.8%と、それ以外の手帳に比べて高くなっています。



(3) 年齢

年齢は、「75歳以上」が29.1%と最も高く、次いで「40～64歳」が28.6%、「65～74歳」が25.0%となっています。

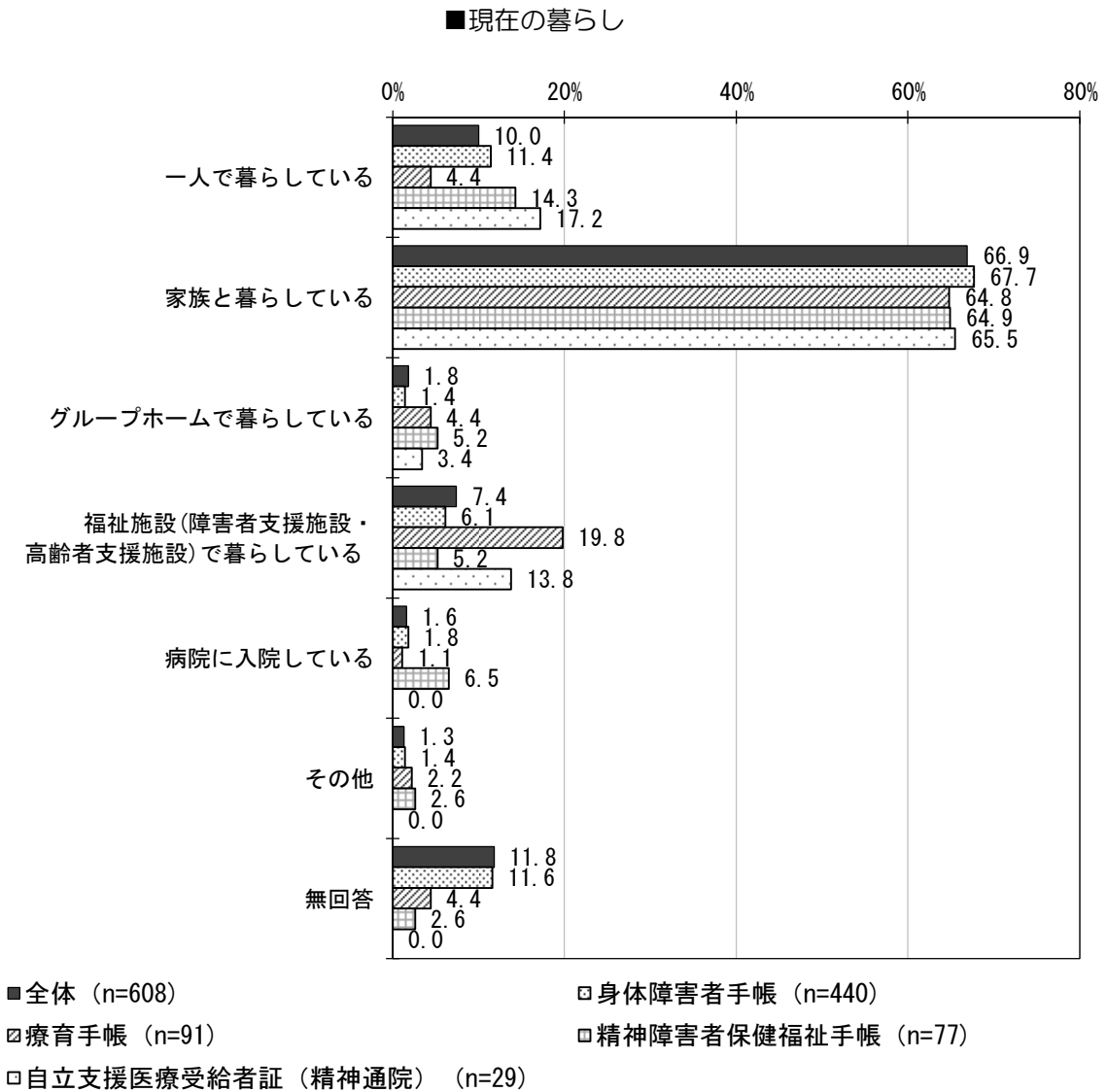
手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳では「75歳以上」が36.4%、それ以外の手帳では「40～64歳」が3割台前半から5割台後半と、最も高くなっています。



(4) 現在の暮らし

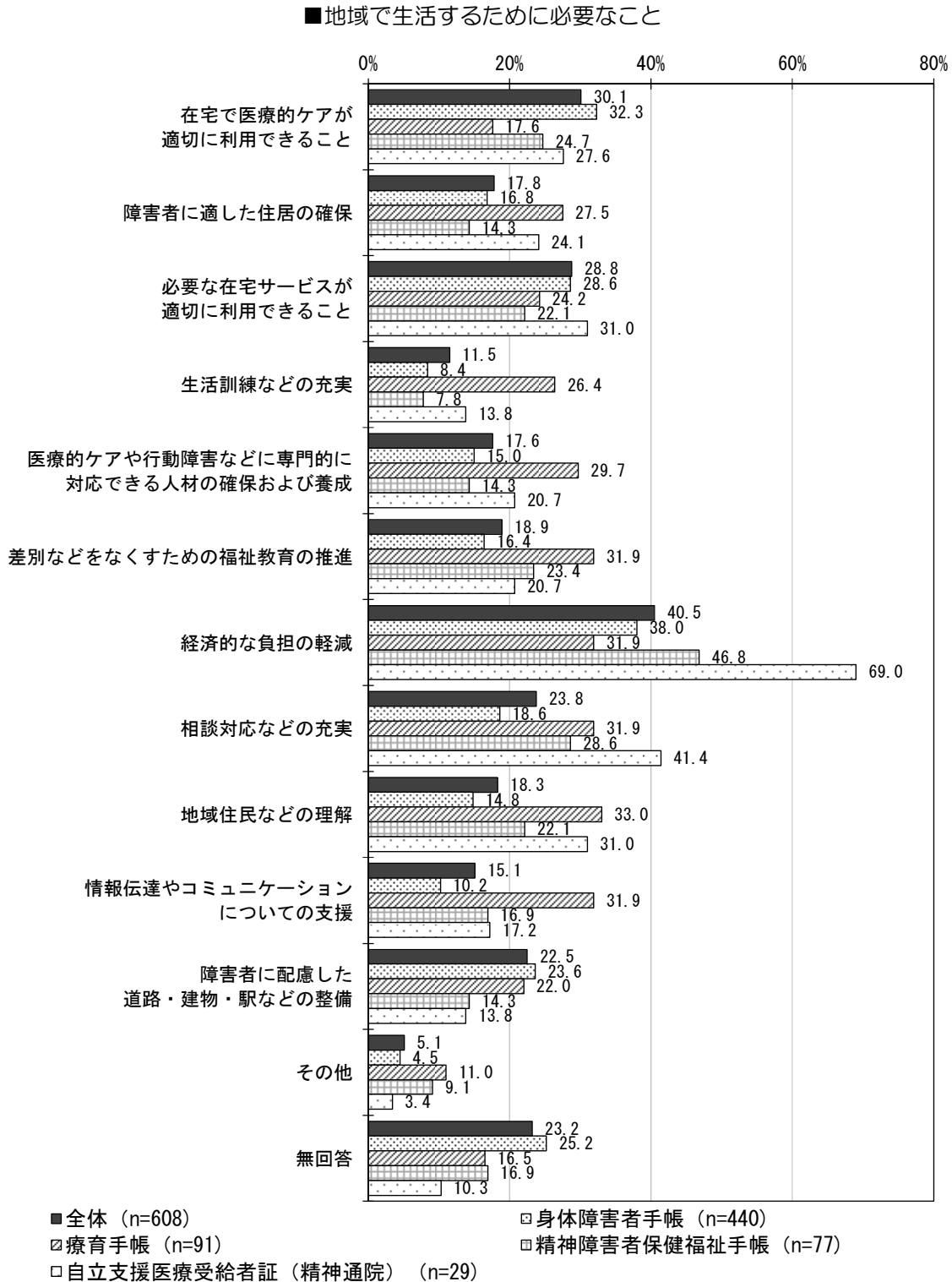
現在どのように暮らしているかについては、「家族と暮らしている」が66.9%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が10.0%、「福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている」が7.4%となっています。

手帳所持状況別にみると、自立支援医療受給者証(精神通院)では「一人で暮らしている」が17.2%、療育手帳では「福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている」が19.8%と、他の障害に比べて高くなっています。



(5) 地域で生活するために必要なこと

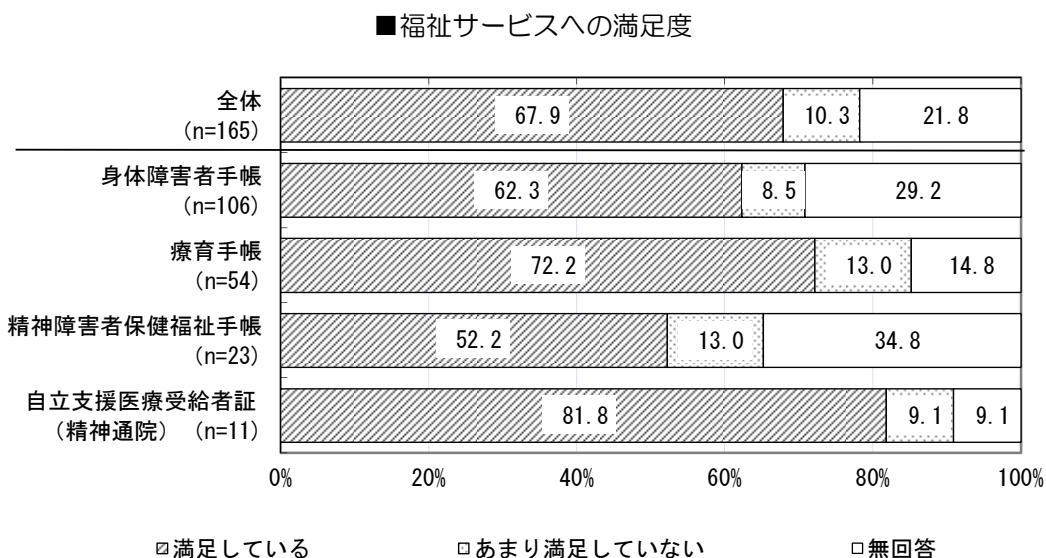
地域で生活するために必要なことについては、「経済的な負担の軽減」が40.5%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアが適切に利用できること」が30.1%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が28.8%となっています。手帳所持状況別にみると、自立支援医療受給者（精神通院）で「経済的な負担の軽減」が69.0%と特に高くなっています。



(6) 福祉サービスへの満足度

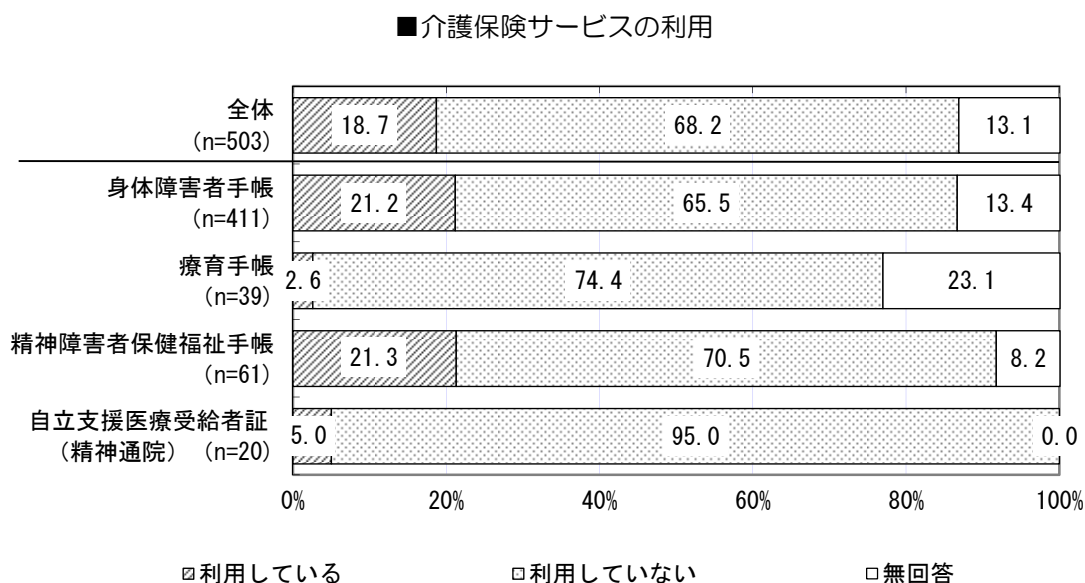
利用しているサービスには満足しているかについては、「満足している」が67.9%と、「あまり満足していない」の10.3%を上回っています。

手帳所持状況別にみると、「満足している」が精神障害者保健福祉手帳では52.2%と低く、自立支援医療受給者証（精神通院）では81.8%と高くなっています。



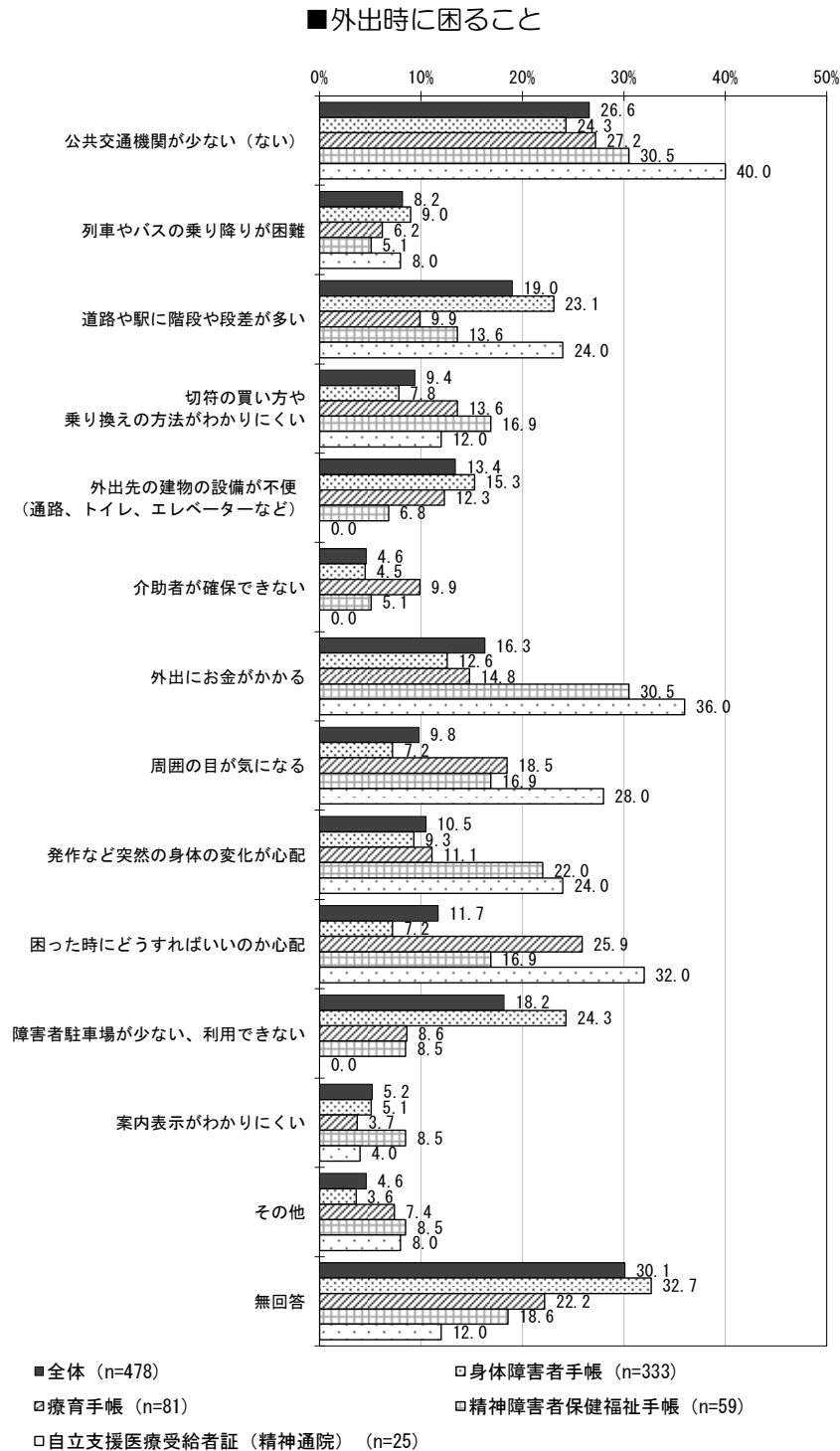
(7) 介護保険サービスの利用

介護保険サービスを利用しているかについては、「利用していない」が68.2%と、「利用している」の18.7%を上回っています。手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳で利用者が2割を超えています。



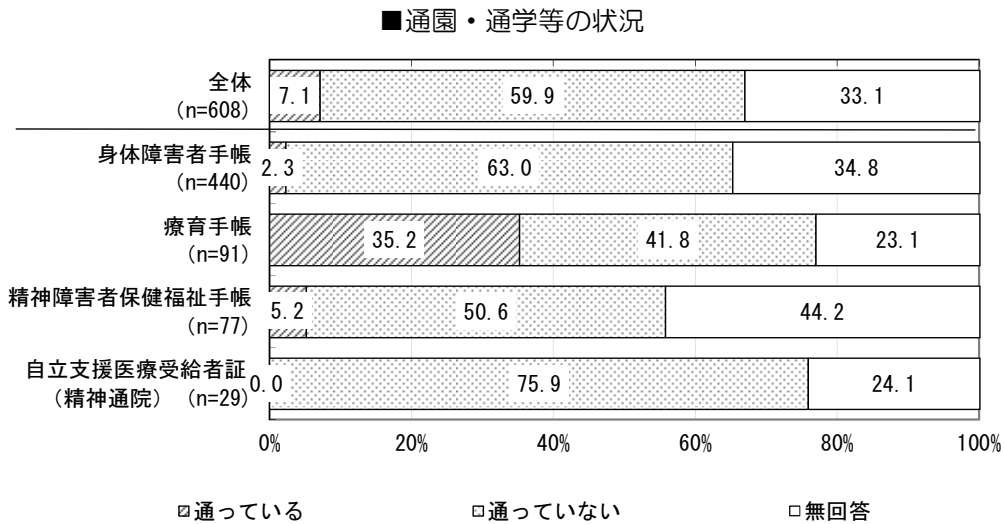
(8) 外出時に困ること

外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が26.6%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が19.0%、「障害者駐車場が少ない、利用できない」が18.2%となっています。手帳所持状況別にみると、自立支援医療受給者証(精神通院)で「外出にお金がかかる」「困った時にどうすればいいの心配」が3割台前半から3割台半ばと、他の障害に比べて高くなっています。



(9) 通園・通学等の状況

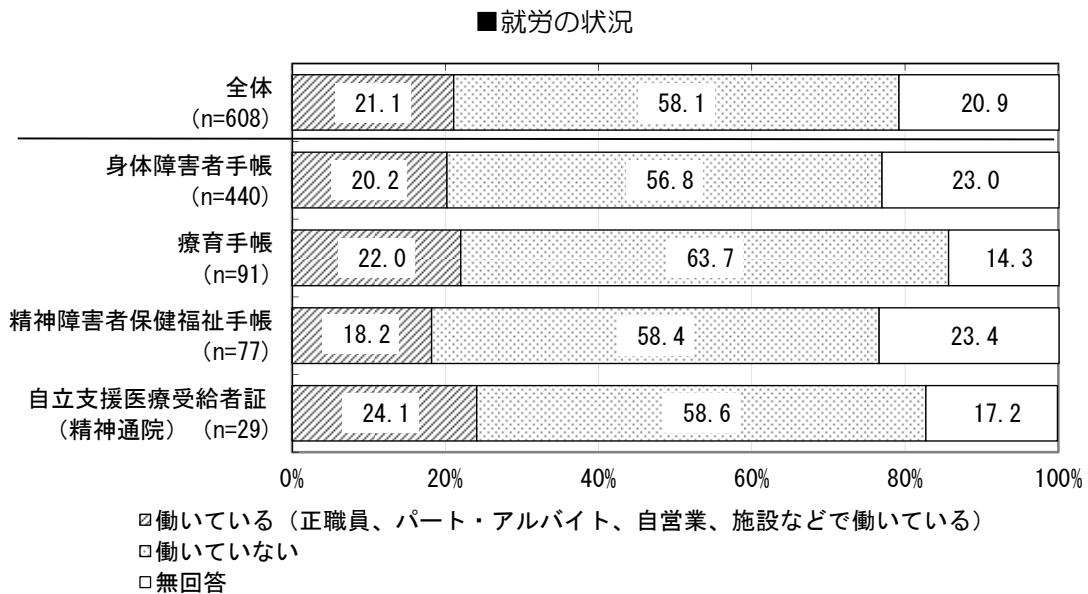
保育所や幼稚園、学校、障害児通所支援の事業所などに通っているかについては、「通っていない」が59.9%と、「通っている」の7.1%を上回っています。手帳所持状況別にみると、療育手帳では「通っている」が35.2%と、他の障害に比べて高くなっています。



(10) 就労の状況

現在の就労状況については、「働いていない」が58.1%と、「働いている（正職員、パート・アルバイト、自営業、施設などで働いている）」の21.1%を上回っています。

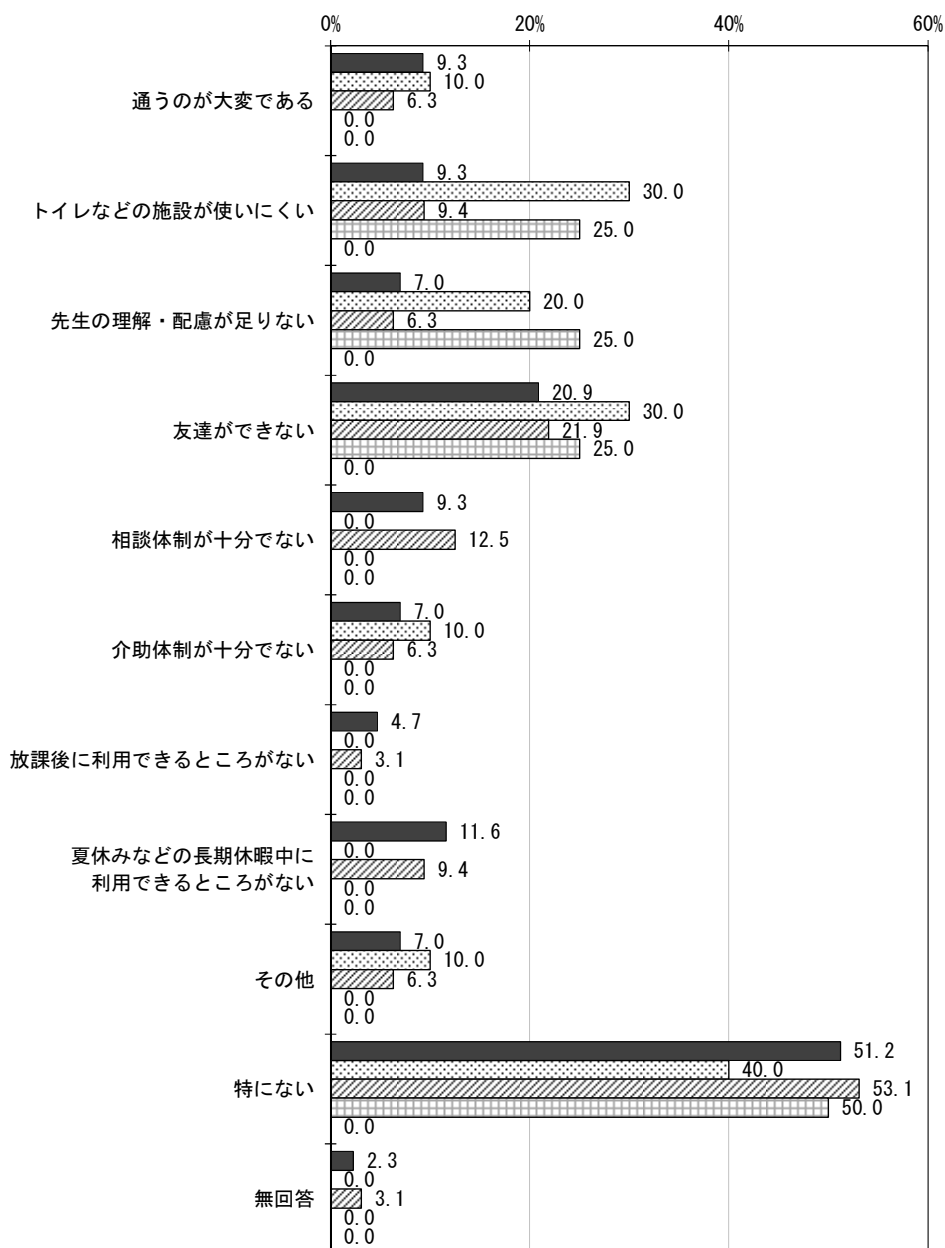
手帳所持状況別にみると、療育手帳では「働いていない」が63.7%と、他の障害に比べてやや高くなっています。



(11) 通園・通学で困っていること

通園・通学していて、困っていることについては、「友達ができない」が20.9%、「夏休みなどの長期休暇中に利用できるところがない」が11.6%となっています。手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳では「トイレなどの施設が使いにくい」「先生の理解・配慮が足りない」が2割から3割と高くなっています。

■通園・通学で困っていること



■全体 (n=43)

□身体障害者手帳 (n=10)

□療育手帳 (n=32)

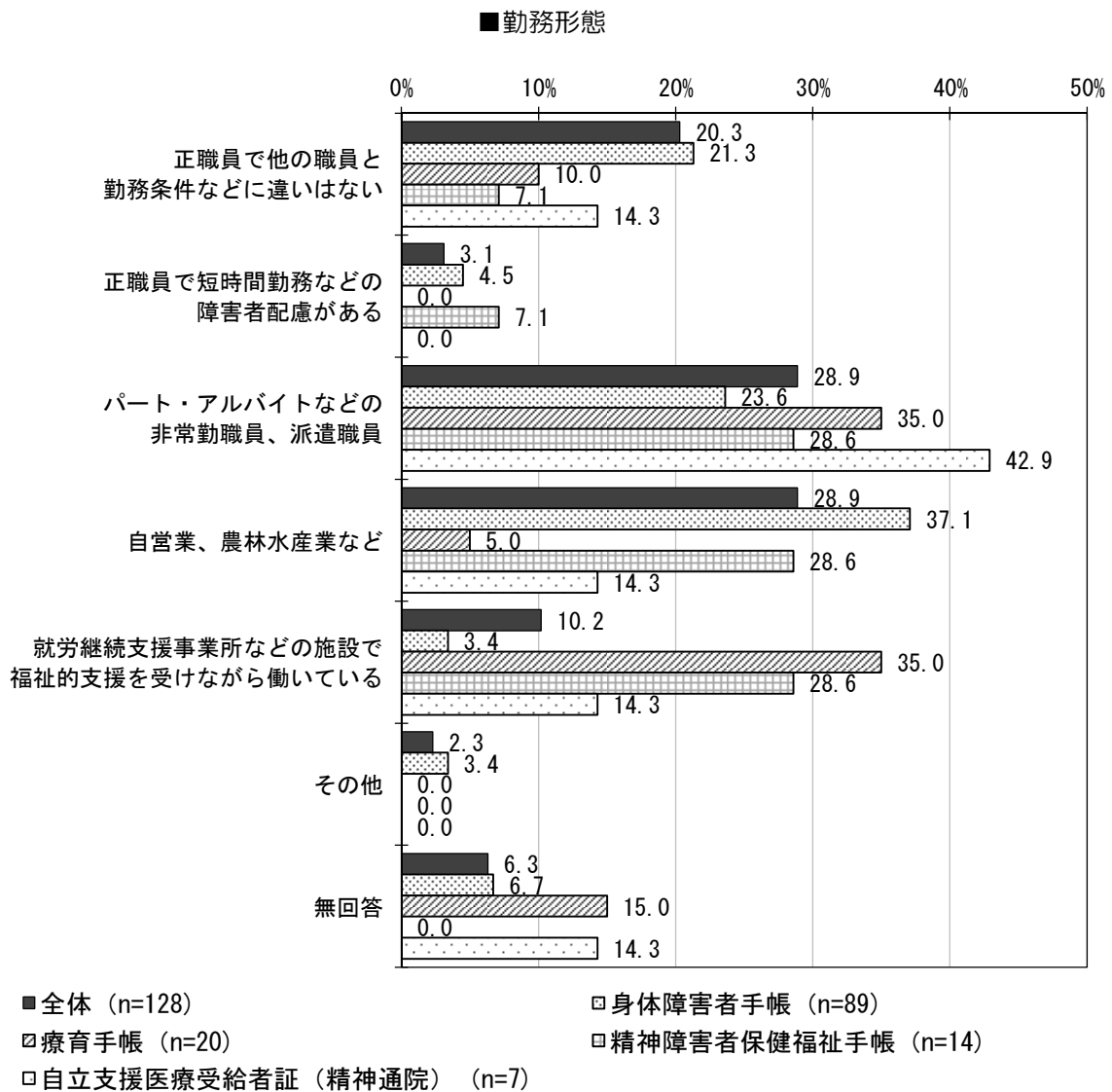
□精神障害者保健福祉手帳 (n=4)

□自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=0)

(12) 勤務形態

勤務形態については、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」「自営業、農林水産業など」がともに 28.9%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が 20.3%となっています。

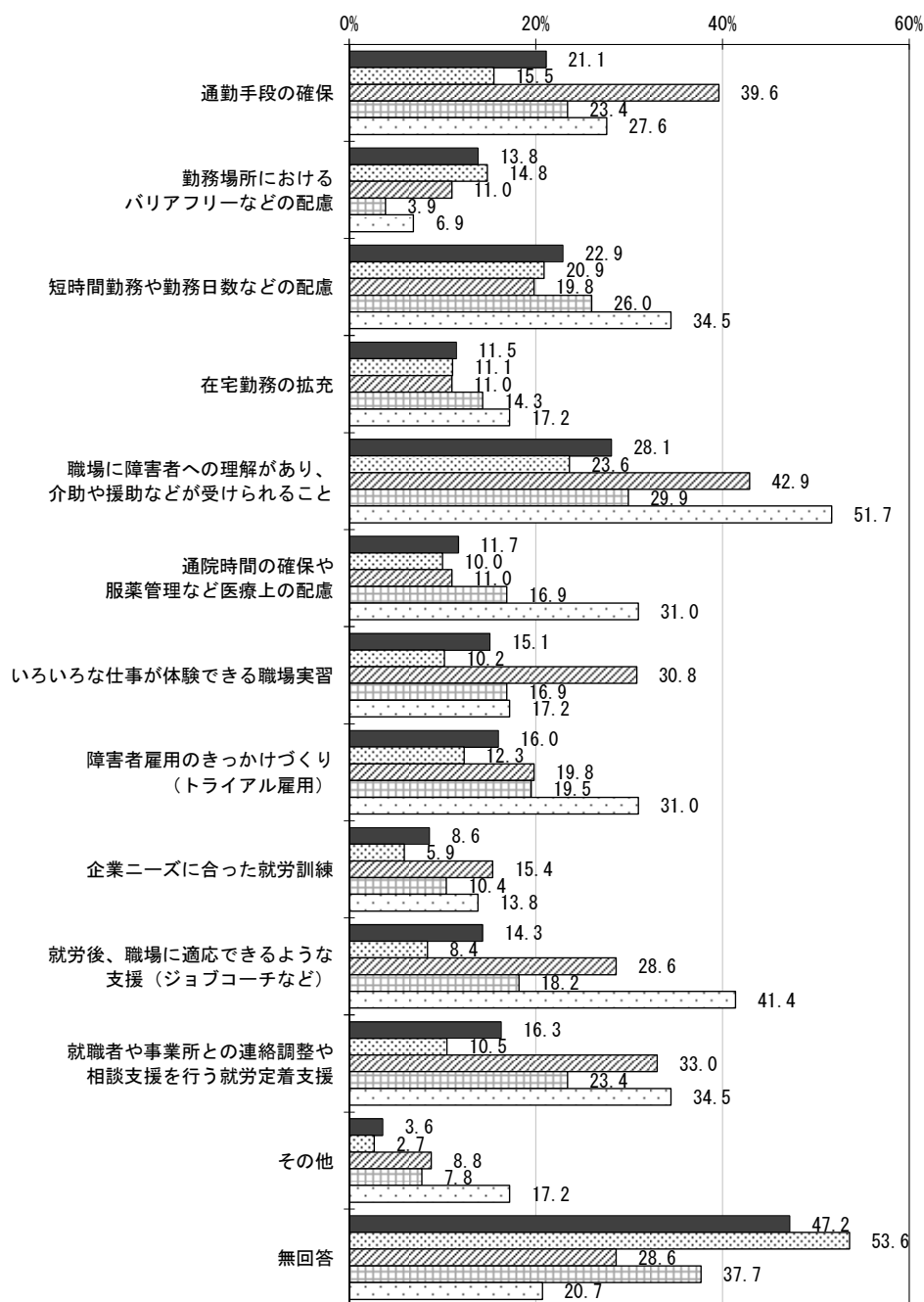
手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳では「自営業、農林水産業など」が 37.1%、療育手帳では「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」「就労継続支援事業所などの施設で福祉的支援を受けながら働いている」がともに 35.0%、精神障害者保健福祉手帳では「自営業、農林水産業など」「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」「就労継続支援事業所などの施設で福祉的支援を受けながら働いている」が並んで 28.6%、自立支援医療受給者証（精神通院）では「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 42.9%と、最も高くなっています。



(13) 障害者の就労支援に必要なこと

障害のある人の就労支援として必要だと思うことについては、「職場に障害者への理解があり、介助や援助などが受けられること」が28.1%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が22.9%、「通勤手段の確保」が21.1%となっています。

■ 就労支援に必要なこと



■ 全体 (n=608)

□ 身体障害者手帳 (n=440)

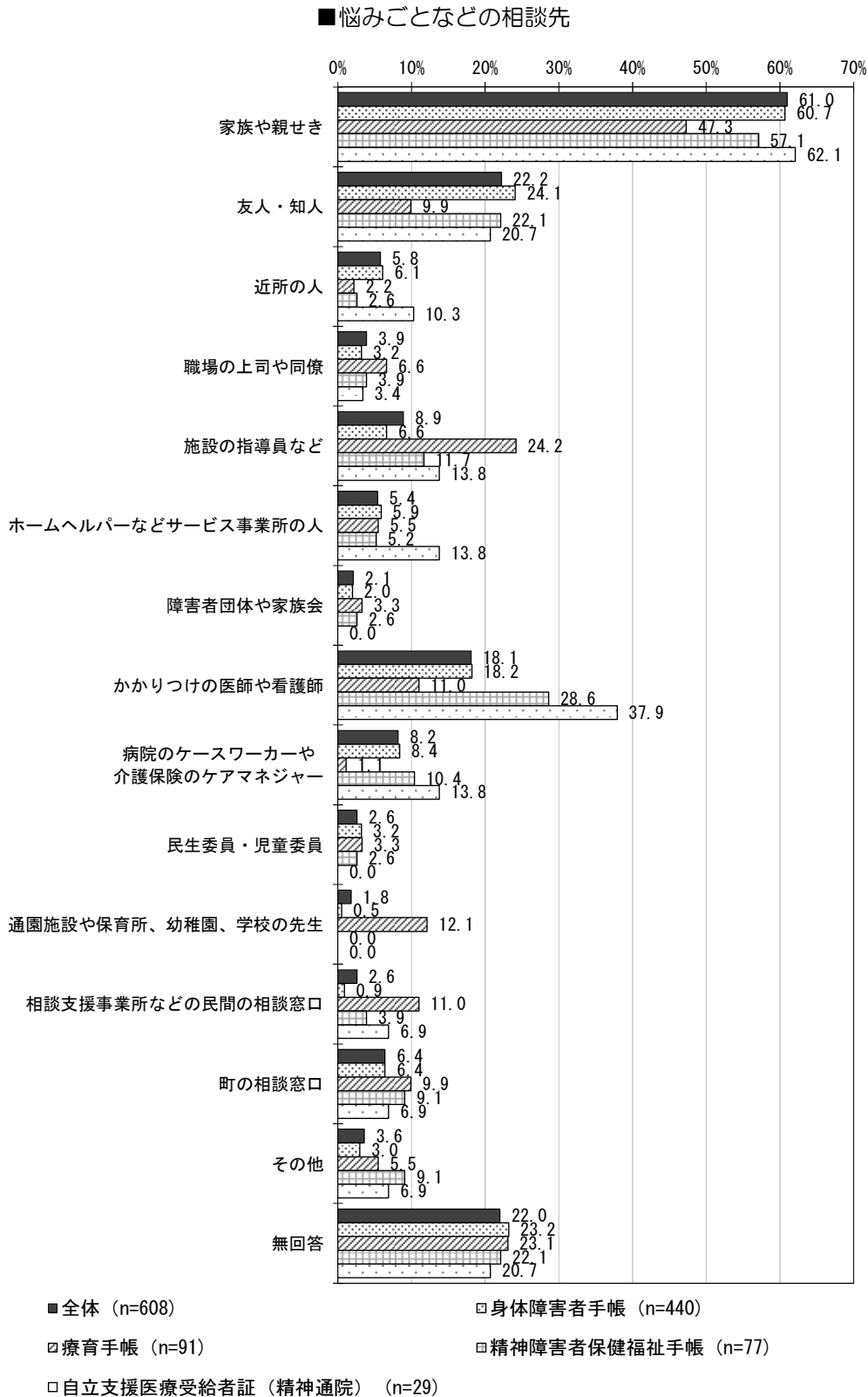
□ 療育手帳 (n=91)

□ 精神障害者保健福祉手帳 (n=77)

□ 自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=29)

(14) 悩みごとなどの相談先

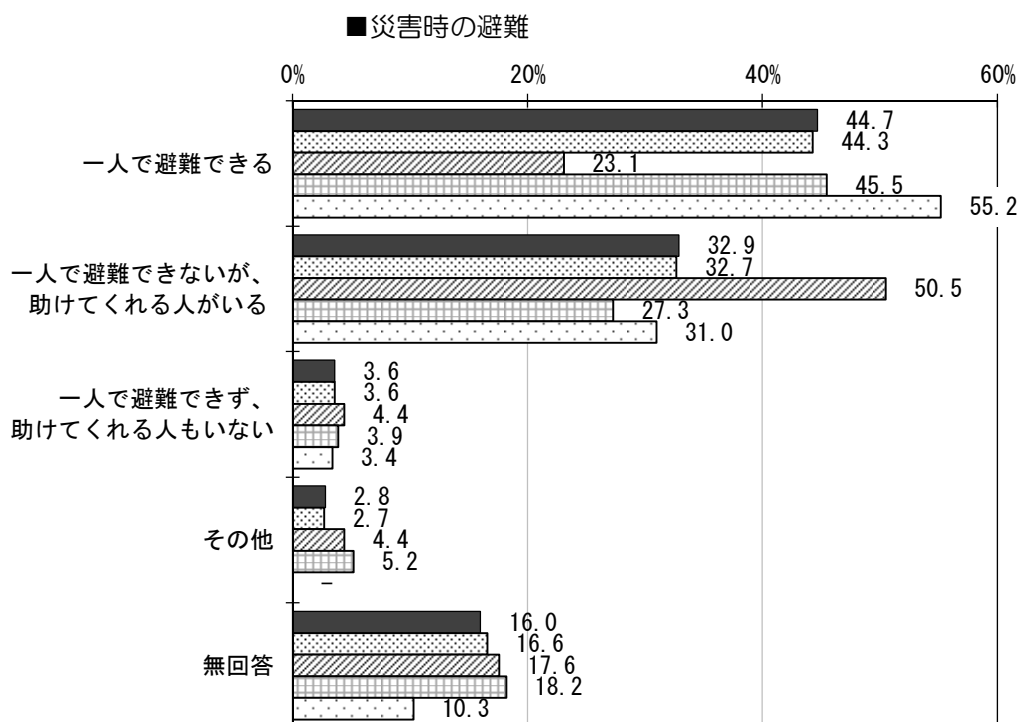
普段、悩みや困ったことを相談する相手については、「家族や親せき」が61.0%と最も高く、次いで「友人・知人」が22.2%、「かかりつけの医師や看護師」が18.1%となっています。



(15) 災害時の避難

火事や地震などの災害時に一人で避難できるかについては、「一人で避難できる」が44.7%と最も高く、次いで「一人で避難できないが、助けてくれる人がいる」が32.9%、「一人で避難できず、助けてくれる人もいない」が3.6%となっています。

手帳所持状況別にみると、療育手帳では「一人で避難できる」が23.1%とやや低く、「一人で避難できないが、助けてくれる人がいる」が50.5%とやや高くなっています。



■全体 (n=608)

□身体障害者手帳 (n=440)

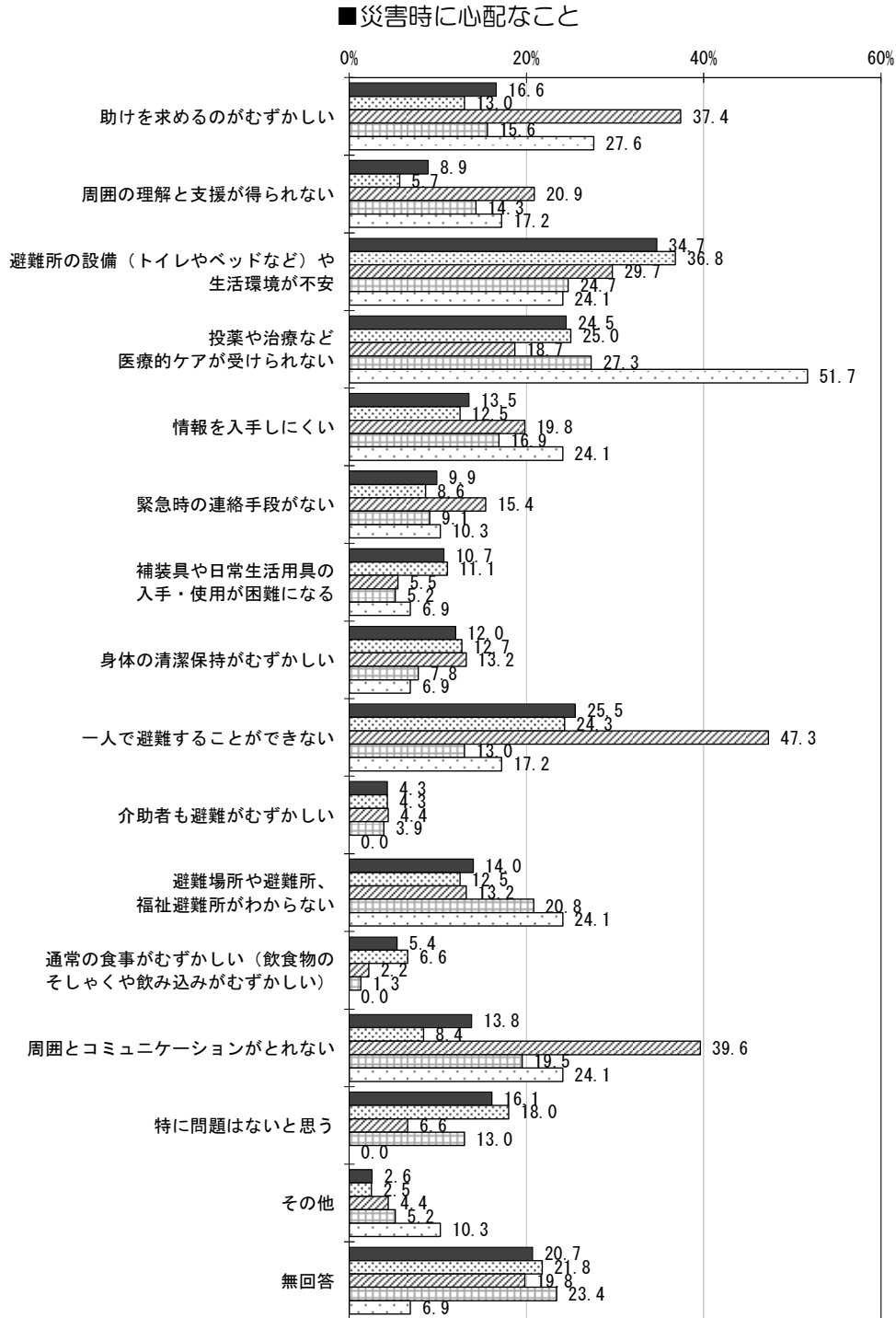
▨療育手帳 (n=91)

▩精神障害者保健福祉手帳 (n=77)

□自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=29)

(16) 災害時に心配なこと

火事や地震などの災害時に心配なことは、「避難所の設備（トイレやベッドなど）や生活環境が不安」が34.7%と最も高く、次いで「一人で避難することができない」が25.5%、「投薬や治療など医療的ケアが受けられない」が24.5%となっています。



■ 全体 (n=608)

□ 身体障害者手帳 (n=440)

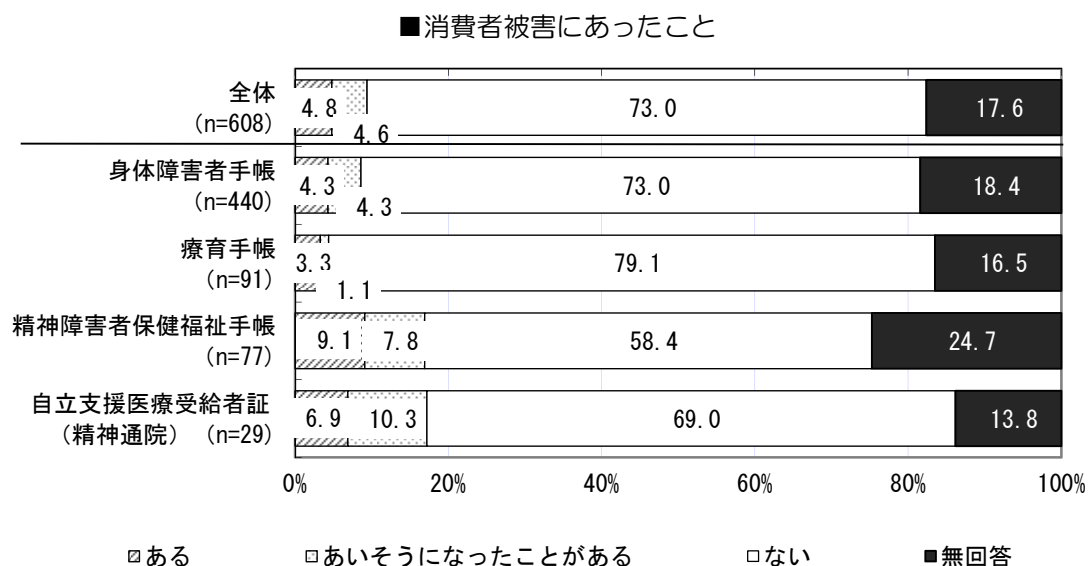
□ 療育手帳 (n=91)

□ 精神障害者保健福祉手帳 (n=77)

□ 自立支援医療受給者証（精神通院） (n=29)

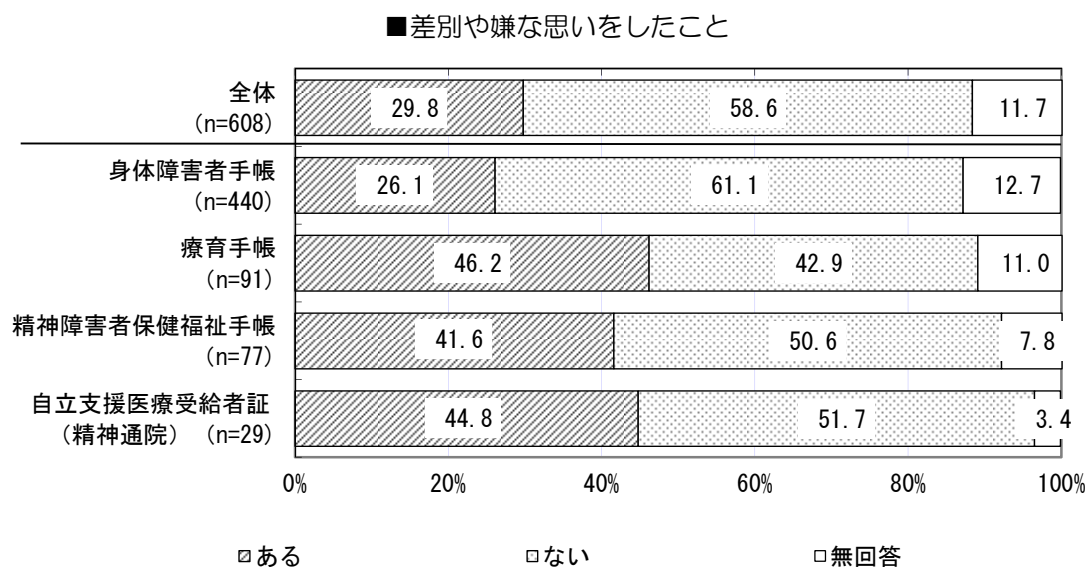
(17) 消費者被害にあったこと

商品やサービスの購入、取引などの際に、経済的な損失を被る消費者被害にあったことはあるかについては、「ない」が73.0%と最も高く、次いで「ある」が4.8%、「あいそうになったことがある」が4.6%となっています。



(18) 差別や嫌な思いをしたこと

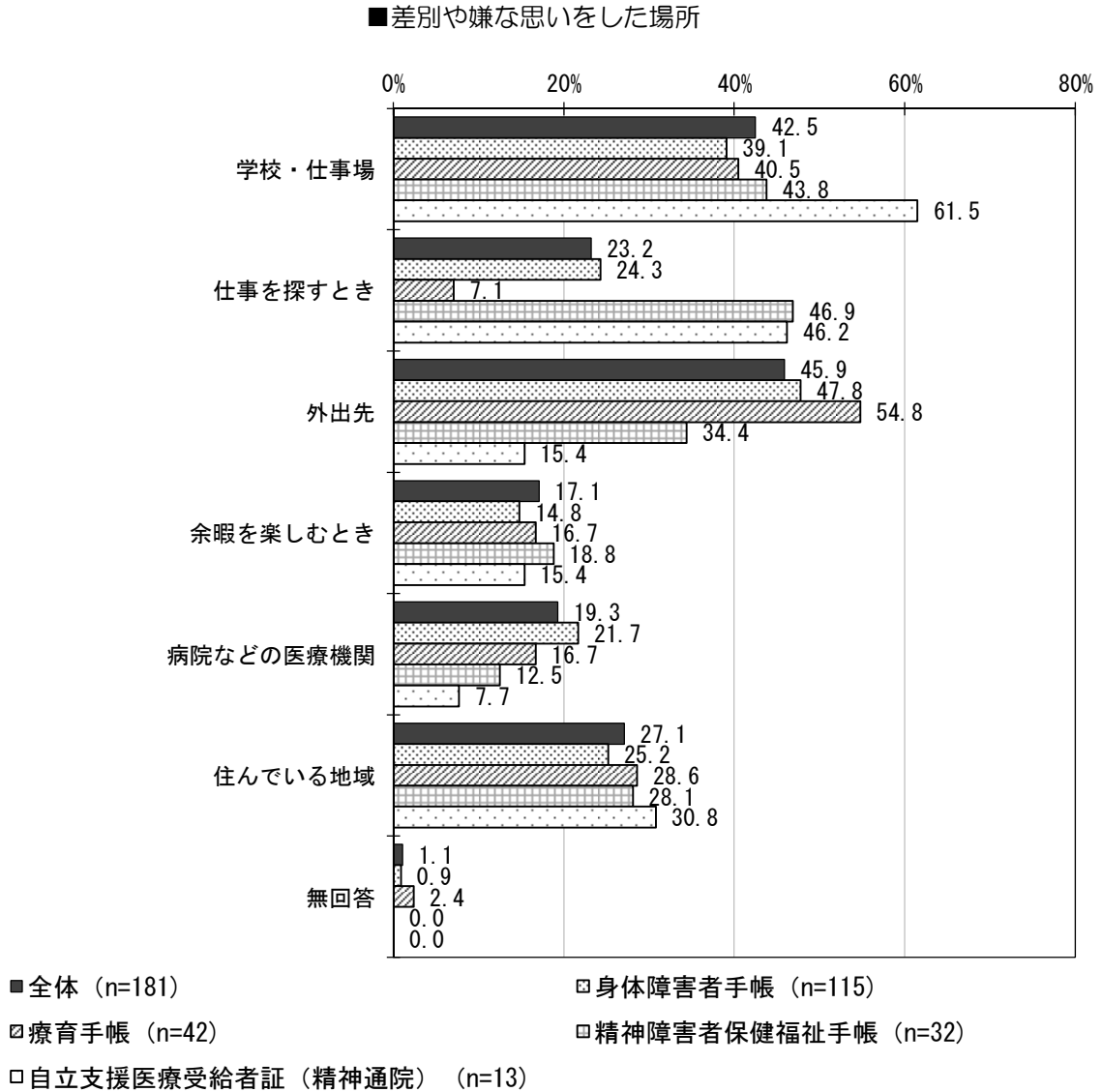
障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについては、「ない」が58.6%と、「ある」の29.8%を上回っています。手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳以外では「ある」が4割を超えています。



(19) 差別や嫌な思いをした場所

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「外出先」が45.9%と最も高く、次いで「学校・仕事場」が42.5%、「住んでいる地域」が27.1%となっています。

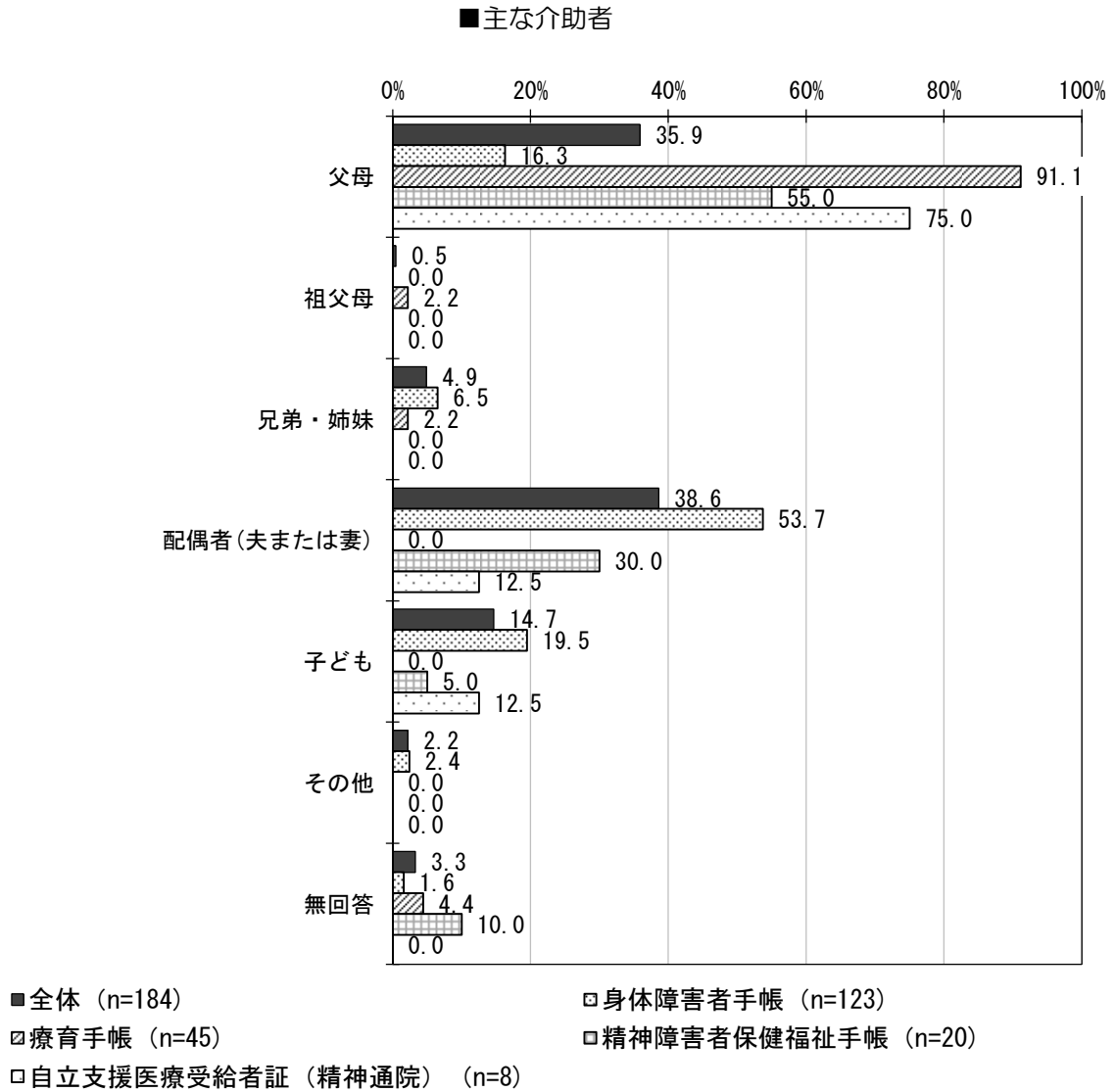
手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳と療育手帳では「外出先」が4割台後半から5割台半ば、精神障害者保健福祉手帳では「仕事を探すとき」が46.9%、自立支援医療受給者証（精神通院）では「学校・仕事場」が61.5%と、最も高くなっています。



(20) 主な介助者

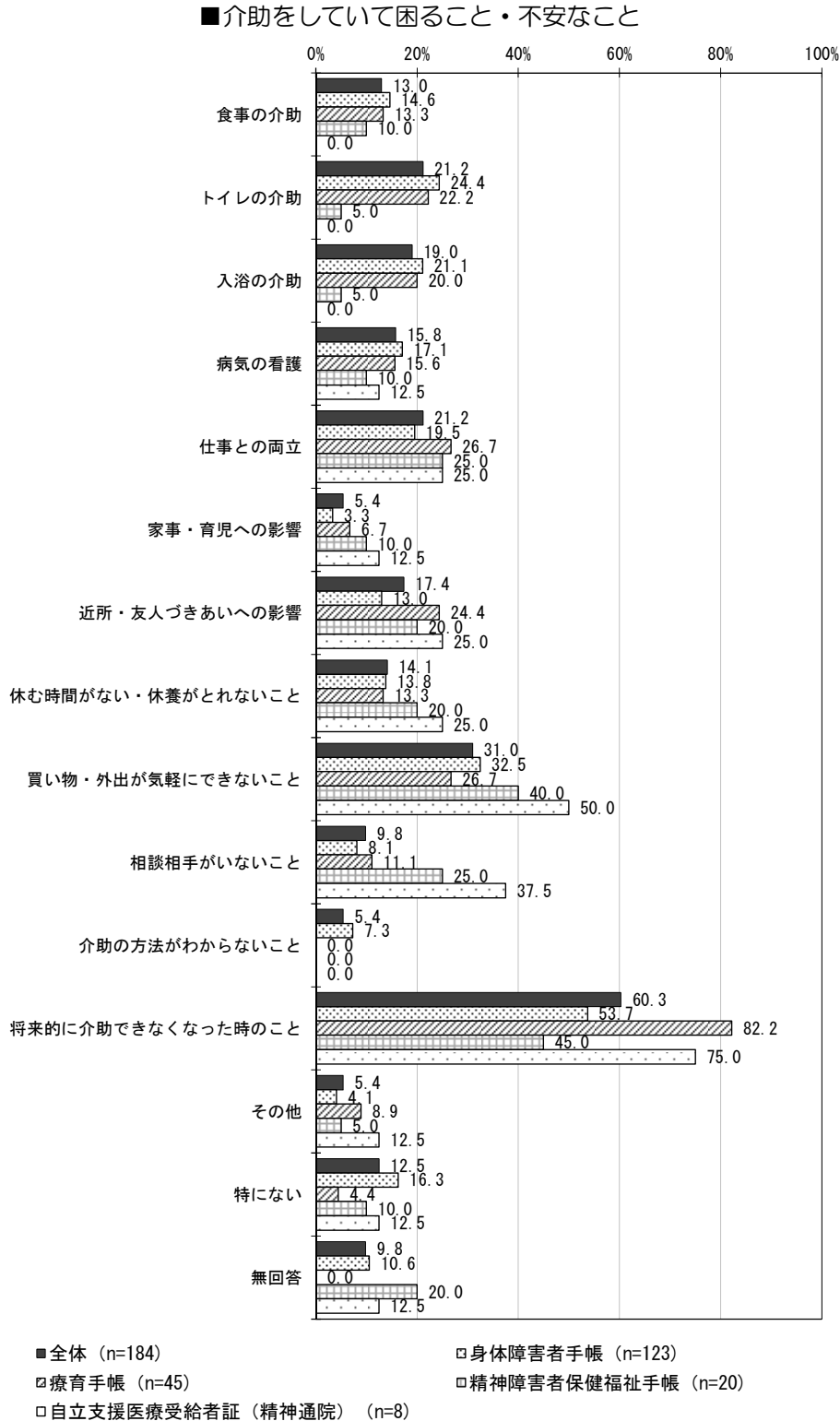
特に中心となって介助をしているかたの続柄は、「配偶者(夫または妻)」が 38.6%と最も高く、次いで「父母」が 35.9%、「子ども」が 14.7%となっています。

手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳では「配偶者(夫または妻)」が 53.7%、療育手帳では「父母」が 91.1%と、他の障害に比べて高くなっています。



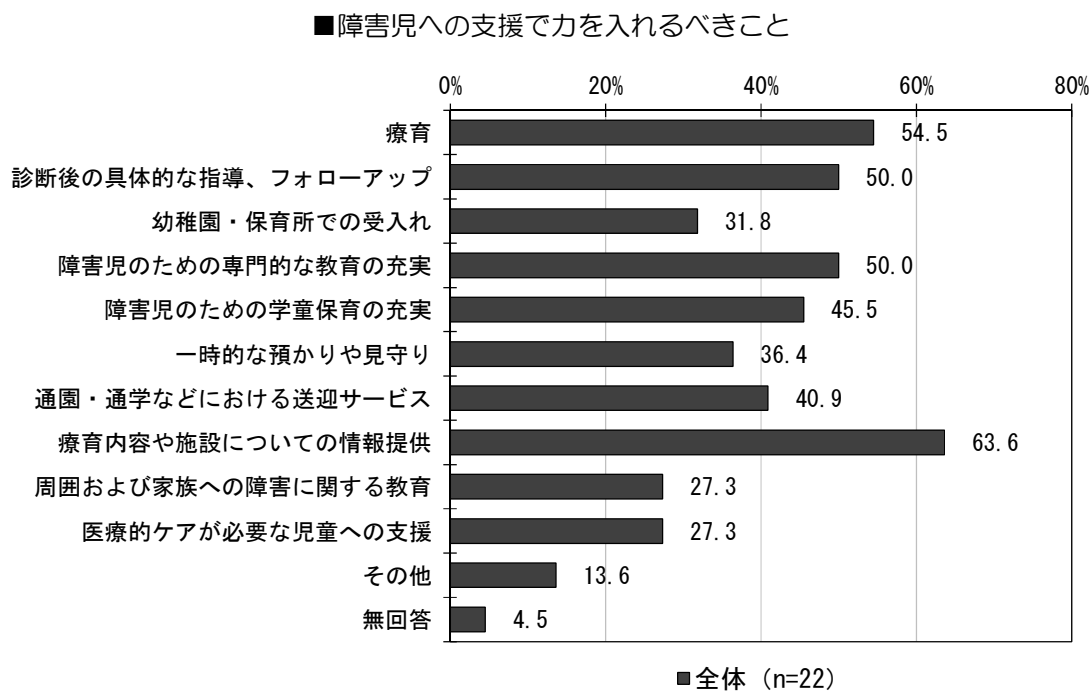
(21) 介助をしていて困ることや不安なこと

介助をしていて困ること、不安なことについては、「将来的に介助できなくなった時のこと」が60.3%と最も高く、次いで「買い物・外出が気軽にできないこと」が31.0%、「トイレの介助」「仕事との両立」がともに21.2%となっています。



(22) 障害児への支援で力を入れるべきこと

18歳以下の障害児を介助している介助者への質問で、障害のある子どものために、町はどのようなことに特に力を入れていく必要があるかについては、「療育内容や施設についての情報提供」が63.6%と最も高く、次いで「療育」が54.5%、「診断後の具体的な指導、フォローアップ」「障害児のための専門的な教育の充実」がともに50.0%となっています。



3. 障害のある人を取り巻く主な課題整理

(1) 日常生活の支援について

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査（以降「アンケート調査」という。）では、障害のある人の回答者の半数以上が65歳以上であり、主な介助者も「配偶者(夫または妻)」または「父母」という割合が7割以上となっており、障害のある人、介助者ともに高齢化が進んでいます。主な介助者の不安も、「将来的に介助できなくなった時のこと」が約6割と高くなっています。

また、障害のある人の約1割がひとり暮らしとなっており、高齢化のさらなる進展も踏まえて、在宅サービスの充実とともに地域で見守るなどの支援が重要です。さらに、障害のある人のうち介護保険サービスを利用している人も2割に近く、介護保険と障害福祉サービスの調整についても行っていく必要があります。

(2) 保健・医療について

アンケート調査で、地域で生活するために必要なことについて、「経済的な負担の軽減」の約4割に次いで「在宅で医療的ケアが適切に利用できること」が約3割となっていました。国においても、医療的ケアを要する障害のある人や児童への支援に向けた取組が課題となっており、町外の医療機関とも連携を図りながら支援体制の構築を図っていく必要があります。

また、町の身体障害者手帳所持者のうち、「肢体不自由」の半数以上に次いで「内部障害」のある人が3割となっており、がんや心臓病など内部障害の原因となる疾病等の発生予防のため、生活習慣病予防などの健康づくりのさらなる充実に努めていく必要があります。

(3) 教育・文化・スポーツ等について

発達障害などの障害のある児童が近年増加しており、アンケート調査でも、療育手帳所持者のうち、発達障害と診断されたことがあるという人が約3割となっていました。発達障害のある児童に対しては、介助者からも「療育内容や施設についての情報提供」をはじめ、「療育」、「診断後の具体的な指導、フォローアップ」「障害児のための専門的な教育の充実」などが求められており、ライフステージを通じた支援体制の構築を図っていく必要があります。

また、障害のある人の社会参加も重要なテーマであり、教育や就労以外に、障害のある人も参加しやすい文化・芸術活動やスポーツ活動の機会の充実にも取り組んでいく必要があります。

(4) 雇用・就業について

アンケート調査で、現在の就労状況について「働いている」と回答した人は約2割で、勤務形態については、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」、「自営業、農林水産業など」、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」の順で多くなっていました。

また、就労支援として必要だと思うことについては、職場の障害への理解、勤務時間や日数への配慮、通勤手段の確保が主な内容となっています。障害のある人の地域での自立や生きがいなどにおいて就労の意義は大きく、一般就労に繋がるための支援や就労後の定着に向けた支援、学校を卒業した生徒の就労支援とともに、新たな障害福祉サービスとして設けられた就労定着支援事業の充実にも取り組んでいく必要があります。

(5) 生活環境・災害時等について

町では、誰もが住みやすいまちづくりに向けてユニバーサルデザインの普及・啓発や、公共施設・道路等のバリアフリー化を進めていますが、アンケート調査では、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」の3割近くを筆頭に、「道路や駅に階段や段差が多い」、「障害者駐車場が少ない、利用できない」などの課題が挙げられており、引き続き、生活環境の整備に努めていく必要があります。

また、火事や地震などの災害時に際しての不安として、「避難所の設備(トイレやベッドなど)や生活環境が不安」が3割以上、「一人で避難することができない」や「投薬や治療など医療的ケアが受けられない」が2割半ばとなっており、災害時における情報提供から避難誘導、さらに避難先での支援のあり方などについても整備を進めておく必要があります。

(6) 障害への理解・差別等について

障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」という人は約3割で、身体障害者手帳以外の手帳所持者でその割合が高く、また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「外出先」が約半数、次いで「学校・仕事場」が約4割、「住んでいる地域」が3割近くとなっています。

今後、障害のある人の地域移行を促していく上でも地域の人々の障害への理解は不可欠であり、様々な機会を通じて福祉に関する教育や意識啓発を行っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法では、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害のある人が自らを最大限発揮し、自分らしく生き生きとした生活がおくれる社会をめざして、次のように本計画の基本理念を定めることとします。

《計画の基本理念》

**障害のある人、ない人が、
ともに理解し合い、
こころ豊かに暮らす共生社会
をめざして**

第2節 計画の基本方針

本計画においては、これまでの本町の障害者福祉施策の考え方や、国の新たな障害者基本計画（第4次）の考え方等を踏まえ、基本理念のもとに以下の6つの基本方針を定め、施策の推進を図ります。

基本方針1：自立生活の支援の推進

障害のある人が必要なサービスを選択できるよう、障害のある人への相談支援及び情報提供の充実に努めます。また、ボランティアの育成に努め、福祉のまちづくりを推進します。

基本方針 2：保健・医療の推進

乳幼児期における障害の早期発見・療育の充実から、障害の原因となる生活習慣病予防等の予防や健康づくり、高齢化や障害の重度化などへの対応とともに、障害のある人に対するリハビリテーション及び地域医療の充実に努めます。

基本方針 3：教育・文化・スポーツ等の振興

障害のある児童の個々の障害の特性に配慮し、子どもの発達に沿った保育・教育の充実を図ります。また、障害のある人が生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等へ参加しやすい環境づくりを進めます。

基本方針 4：雇用・就業・経済的自立の支援

障害のある人の経済的自立と社会参加を促進するため、障害者雇用に向けた普及啓発、関係機関と連携した雇用の場の確保及び就労の定着を図ります。また、経済的支援及び負担の軽減を目的とした各種制度の周知を図ります。

基本方針 5：安全・安心な生活環境の整備

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ、すべての人が安心して移動・活動できるまちづくりをめざします。災害時等の緊急時の対応や防犯対策の充実など、暮らしやすい環境の整備を進めます。

基本方針 6：差別の解消・権利擁護の推進

障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害や障害のある人に対する理解や配慮が促進されるよう理解・啓発の取組みを進めます。また、地域や学校での福祉教育を推進し、市民の福祉に関する意識の醸成を図ります。

第3節 施策の体系

計画	基本方針	施策	事業
第3次 障害者 計画	自立生活の支援の推進	1. 自立生活に向けた支援の充実	(1)情報提供の充実 (2)相談窓口の充実 (3)障害福祉サービスの充実 (4)地域生活支援事業の充実
		2. 地域ぐるみの支援体制の充実	(1)ボランティア活動の充実
	保健・医療の推進	1. 障害の原因となる疾病等の予防の充実	(1)早期発見・早期療育の充実 (2)保護者への支援体制の充実 (3)地域療育体制の充実 (4)健康づくり事業の充実
		2. リハビリテーション及び医療の充実	(1)リハビリテーションの充実 (2)医療費助成制度等の実施
	教育・文化・スポーツ等の振興	1. 障害児保育・教育の充実	(1)障害児保育の充実 (2)就学支援・相談体制の充実 (3)特別支援教育の充実 (4)教職員の資質向上 (5)交流教育の推進 (6)放課後等の居場所づくり
		2. 文化・スポーツ活動の振興	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2)文化・社会活動の推進 (3)イベント・交流事業の実施
	雇用・就業・経済的自立の支援	1. 障害のある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発	(1)障害者雇用の普及・啓発 (2)障害者雇用の促進 (3)雇用・就労施策との連携
		2. 経済的支援の充実	(1)経済的自立の支援
	安全・安心な生活環境の整備	1. 生活環境の整備	(1)ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備
		2. 移動支援の充実	(1)移動支援サービスの充実
		3. 防災・防犯対策の充実	(1)災害時の支援体制
	差別の解消・権利擁護の推進	1. 障害理解の促進	(1)障害に対する広報・啓発の推進 (2)地域における福祉教育の推進 (3)学校における福祉教育の推進
		2. 差別解消、虐待防止、権利擁護の推進	(1)障害を理由とする差別の解消の推進 (2)虐待防止対策の推進 (3)権利擁護の推進

計画	基本方針	施策	事業
第5期 障害福祉 計画	障害福祉サービスの 活動目標	1. 訪問系サービス	(1)居宅介護(ホームヘルプ)
			(2)重度訪問介護
			(3)同行援護
			(4)行動援護
			(5)重度障害者等包括支援
		2. 日中活動系サービス	(1)生活介護
			(2)自立訓練(機能訓練)
			(3)自立訓練(生活訓練)
			(4)就労移行支援
			(5)就労継続支援(A型)
			(6)就労継続支援(B型)
			(7)就労定着支援
			(8)療養介護
			(9)短期入所(ショートステイ)
		3. 居住系サービス	(1)自立生活援助
			(2)共同生活援助(グループホーム)
		4. 相談支援	(1)計画相談支援(個別計画作成)
			(2)地域移行支援
			(3)地域定着支援
		5. 地域生活支援事業	(1)理解促進研修・啓発事業
			(2)自発的活動支援事業
			(3)相談支援事業
			①障害者相談支援事業
			②基幹相談支援センター
			③住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
			(4)成年後見制度利用支援事業
			(5)意思疎通支援事業
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
②手話通訳者設置事業			
(6)日常生活用具給付等事業			
(7)移動支援事業			
(8)地域活動支援センター事業			
(9)日中一時支援事業			
(10)生活サポート事業			
(11)身体障害者自動車運転免許取得費補助事業			
(12)身体障害者自動車改造費補助事業			
(13)障害者訪問入浴サービス事業			
6. 障害福祉サービスにおける見込量確保の方策			
障害児福祉計画(第1期)	1. 障害児通所支援等	(1)児童発達支援	
		(2)放課後等デイサービス	
		(3)保育所等訪問支援	
		(4)障害児支援利用援助	
		(5)継続障害児支援利用援助	
	2. 子ども・子育て支援等に基づく支援	(1)保育園・認定こども園	
		(2)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	
	3. 児童福祉法に定めるサービスに関する見込量確保の方策		

第4章 第3次障害者計画

第1節 自立生活の支援の推進

【現状と課題】

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、町では必要な情報提供に努めていますが、今後はさらに、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえたアクセシビリティのさらなる向上が求められています。

また、在宅で生活する障害のある人や高齢者が、より身近な日常生活の場で必要な支援が包括的・継続的に受けられるよう、高齢福祉の分野を中心に地域包括ケアシステムの推進に向けた取組も進めていきます。本町でも障害のある人や介助者の高齢化が進んでいることから、障害のある人の多様な相談に対応し、必要な支援につなげていくことができるよう相談窓口の充実を図っていく必要があります。

障害のある人の高齢化の問題とともに、近年では、障害の重度化・重複化や、「親亡き後」を踏まえたサービス提供体制のあり方や支援体制の充実が課題となっています。アンケート調査では、町の障害のある人の約1割が一人暮らしで、介助者がいる場合でも「将来的に介助できなくなった時のこと」への不安が6割を超えて高くなっています。

多様化し増大する福祉ニーズに対応していくためには、行政サービスだけではなく、住民参加の福祉活動も必要不可欠なものとなっており、身近な地域で障害のある人や高齢者を支えるボランティアの育成にも努めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 自立生活に向けた支援の充実

（1）情報提供の充実

- 行政情報の提供にあたり、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、アクセシビリティのさらなる向上に努めます。
- 町相談窓口・社会福祉協議会での相談を通して、障害福祉サービスや各種制度の利用について周知を図ります。
- 障害のある人や家族、団体等の意見を幅広く把握し、障害者福祉施策の運営に反映していきます。

【主な取組】

- 広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用した福祉・保健・医療に関するサービスの周知
- 町役場窓口等での視覚・聴覚支援ツールの活用
- 障害者団体の活動支援を通じた当事者ニーズの収集及び施策運営への反映

（２）相談窓口の充実

- ・障害のある人が身近な場所で総合的に必要なサービスを受けることができるよう、相談支援事業等の相談機能を充実させます。

【主な取組】

- 自立支援協議会等を活用した相談支援事業の充実
- 身体障害者相談員及び知的相談者相談員の支援
- 相談支援事業所と社会福祉課、保健センター等の連携による相談事業と訪問事業の充実

（３）障害福祉サービスの充実

- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて、障害のある人が必要なサービスを選択できるよう、サービス内容の充実及び必要な情報提供に努めます。
- ・障害福祉サービス事業所が安定した運営のもとにサービス提供ができるよう、サービスに携わる人材育成への協力や制度面等で、事業所への運営を支援します。

【主な取組】

- 障害福祉サービスの内容及び見込量については、「第５章 第５期障害福祉計画」に詳細を記載。

（４）地域生活支援事業の充実

- ・障害のある人及びその家族の日常生活を支えるため、利便性の高いサービスを提供できるよう日常生活支援事業の充実を図ります。

【主な取組】

- 地域生活支援事業の内容及び見込量については、「第５章 第５期障害福祉計画」に詳細を記載。

2. 地域ぐるみの支援体制の充実

(1) ボランティア活動の充実

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成に努めるとともに、境町ボランティアセンターが行う事業に対して支援を行います。
- 小学校の福祉教育では、車いす体験やボランティア体験等の学習を充実させていきます。

【主な取組】

- ボランティアの育成
- 境町ボランティアセンターへの支援
- 小中学校でのボランティア教育の充実

第2節 保健・医療の推進

【現状と課題】

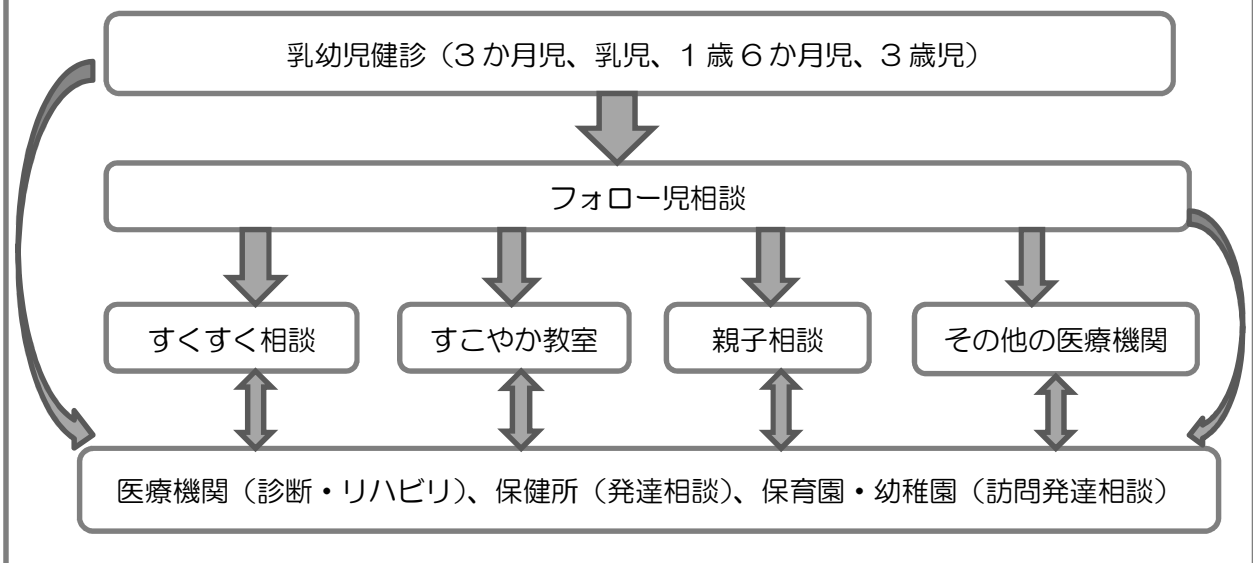
発達障害などの障害のある児童が近年増加していますが、障害のある児童に対しては、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要です。町では、妊産婦を対象とした保健指導や乳幼児を対象とした各種健診、育児相談を実施し、疾病等の早期発見と、関係機関と連携した早期療育指導の充実に努めています。

アンケート調査では、発達障害のある児童への支援として、「療育内容や施設についての情報提供」をはじめ、「療育」、「診断後の具体的な指導、フォローアップ」などが介助者から求められており、ライフステージを通じた支援体制のさらなる充実に努めていく必要があります。

また、近年では生活習慣病に起因する脳血管疾患や糖尿病などが増えており、町の身体障害者手帳所持者のうち「内部障害」のある人が約3割を占めています。生活習慣病や各種疾病の重症化予防や早期発見のため、健診・検診の周知の充実に努めていく必要があります。

医療的ケアの必要な障害のある人や児童に対応する支援体制の充実が課題となっていますが、アンケート調査でも、「在宅で医療的ケアが適切に利用できること」への要望が約3割となっていました。医療的ケアについては、町内の医療機関だけでは対応に限界があることから、町外の医療機関と連携・協力の体制を整備していく必要があります。

また、発達の状況や段階に応じて、自立した日常生活が営まれるよう、リハビリテーションを細やかに進めていくことも重要です。



【施策・事業の展開】

1. 障害の原因となる疾病等の予防の充実

(1) 早期発見・早期療育の充実

- ・ 障害の早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、相談支援体制を充実します。

【主な取組】

- 妊婦健康診査及び事後指導の充実
- 乳幼児集団健康診査及び事後指導の充実

(2) 保護者への支援体制の充実

- ・ 障害のある子どもを持つ保護者に対して、障害に対する受容を進め、早期療育へつなげる上での情報提供や悩みを相談できる支援体制を充実します。

【主な取組】

- 妊産婦及び新生児、乳幼児を対象とした母子の訪問事業及び健康教育の充実
- 障害のある子どもを持つ保護者に対する相談支援体制の充実

(3) 地域療育体制の充実

- ・ 子どもの健全な発達を進めるための療育や支援の方法を充実させ、関係機関との連携を図り、地域での一貫した療育体制を充実します。

【主な取組】

- 保健師・臨床心理士等の専門職員による発達相談、親子相談、訪問相談等の実施及びすこやか教室指導の充実
- 県や児童相談所、医療機関との連携の強化
- 地域療育等支援事業の促進

(4) 健康づくり事業の充実

- ・ 障害の原因となる疾病等を予防するため、健診等による早期発見と生活習慣の改善に向けた取組を推進します。また、健康づくりに対する意識啓発に努めます。

【主な取組】

- 各種健康診査の充実及び受診率の向上

2. リハビリテーション及び医療の充実

(1) リハビリテーションの充実

- ・リハビリテーションや外来を実施する関係機関との連携により、障害のある人に対するリハビリテーション及び地域医療の充実に努めます。

【主な取組】

- 在宅生活の維持のための機能訓練事業の検討
- 茨城県指定小児リハ・ステーションとの連携
- 関係機関によるリハビリテーションの充実及び活動支援

(2) 医療費助成制度等の実施

- ・医療が必要な障害のある人に対して、経済的な負担の軽減を目的とした医療費の助成を実施します。

【主な取組】

- 医療福祉費支給制度（マル福）の実施
- 自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）給付の実施

第3節 教育・文化・スポーツ等の振興

【現状と課題】

障害のある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限伸ばしていくためには、個々の状態に応じた保育・教育の支援が大切です。町内の保育所では、集団の中での保育が望ましい障害のある子どもの受け入れを行っています。

小・中学校においては、特別支援学級を設置し、児童・生徒の障害の状態に応じた教育を行うとともに、特別支援教育について教職員への研修を行い、指導力の向上を図っています。また、町内にある茨城県立境特別支援学校との交流も行っています。

アンケート調査で、18歳以下の障害のある児童を介助している介助者のうち約5割が、療育などのほかに「障害児のための専門的な教育の充実」を望んでいましたが、今後も、発達障害その他の障害のある児童について、教育、保健、福祉、医療等の関係者が連携しながら、乳幼児期から成人期までの一貫・継続した支援や教育ができるよう、取組を進めていく必要があります。また、特別支援学校卒業後や地域生活への移行後に、本人の希望にあった日中活動の場を確保することも重要な課題となっています。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法では、障害のある人のスポーツについて推進するとの理念が掲げられ、パラリンピック競技大会をはじめ、近年、障害者スポーツの積極的な振興が図られています。また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、広く障害への理解と認識を深めるためにも、文化・芸術活動やイベント・交流事業等のさらなる展開を図っていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 障害児保育・教育の充実

(1) 障害児保育の充実

- ・町内保育所において、家庭や専門機関と連携しながら、一人ひとりの障害の状態に応じた障害児保育を実施します。

【主な取組】

○障害児保育については、第5章「障害児福祉計画」に再掲。

(2) 就学支援・相談体制の充実

- ・障害のある児童一人ひとりに適切な教育の場が提供できるよう、関係機関と連携し相談の充実を図ります。
- ・就学前から学校卒業までを長期的な視点でとらえ、障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた教育支援を行います。

【主な取組】

- 教育相談室における相談の充実
- 特別支援学校と小・中学校や関係機関との連携強化

(3) 特別支援教育の充実

- ・身体・知的障害をはじめ、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの発達障害のある児童・生徒が適切な支援を受けられるよう、個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携した個別の教育支援計画の作成及び実施
- 学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画を踏まえた個別の指導計画作成及び実施

(4) 教職員の資質向上

- ・様々な障害について教職員の理解を促進するとともに、特別支援教育に関する研修を行い、教職員の資質向上に努めます。

【主な取組】

- 教職員の資質向上のための研究・研修の推進

(5) 交流教育の推進

- ・教育上配慮を必要とする児童・生徒が、通常学級の児童・生徒との交流を図れる機会を提供します。

【主な取組】

- 特別支援学校及び特別支援学級と通常学級との交流の拡大

(6) 放課後等の居場所づくり

- ・就学以降の健やかな成長と生活能力の向上を図るため、放課後や長期休暇の居場所づくりとして放課後等デイサービスに努めます。

【主な取組】

- 放課後等デイサービスの充実は、第5章「障害児福祉計画」を参照。

2. 文化・スポーツ活動の振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・障害のある人が日常生活の生きがいとして、スポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民が一体となった活動の振興を図ります。

【主な取組】

- 県身体障害者スポーツ大会への参加支援
- 県ゆうあいスポーツ大会への参加支援

(2) 文化・社会活動の推進

- ・障害のある人が、生涯にわたり学習の機会を得られる機会を確保します。また、地域住民との相互交流を図る機会を充実します。

【主な取組】

- 町内で行われる各種文化活動の広報
- ボランティア活動への参加の促進
- 障害者団体の文化活動に対する支援

(3) イベント・交流事業の実施

- ・障害の有無を問わず、誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、障害のある人と地域住民との交流の拡大を図ります。
- ・障害者団体が行う社会活動や活動拠点に対する支援を行います。

【主な取組】

- 障害者団体が開催するバザーや交流会等に対する支援
- 障害者地域交流センター「あけぼの会館」を拠点とした障害のある人の社会活動及び交流機会の充実

第4節 雇用・就業・経済的自立の支援

【現状と課題】

障害のある人の地域における自立した生活と社会参加を進める上で、就労の場や地域活動の機会を確保することはきわめて重要です。

町では、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターと連携し、障害のある人の就労相談や職場開拓、トライアル雇用、ジョブコーチなどの取り組みを行っていますが、アンケート調査で、現在「働いている」と回答した人は約2割で、勤務形態については、パート・アルバイト、自営業・農林水産業、正職員の順で多くなっていました。

また、就労支援として必要だと思うことについては、職場の障害への理解、勤務時間や日数への配慮、通勤手段の確保が主な内容となっており、町内で就労を進めていくためには、関係機関との連携を一層強化しながら、地元企業などへの啓発に努めるなど、障害のある人の雇用促進に向けた環境づくりを進める必要があります。また、就労支援施設の支援力の向上や、就労者の増加に伴う定着支援の強化も課題となっています。

さらに、アンケート調査では、地域で生活するために必要なことについて、「経済的な負担の軽減」を求める声が約4割となっていました。経済的自立に向けた支援も重要であり、障害基礎年金等の周知と活用についても促していく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 障害のある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発

（1）障害者雇用の普及・啓発

- ・毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障害のある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。
- ・就業希望者を一定期間試行的に雇用し、その後本採用に結びつけるトライアル雇用の周知と普及に努めます。

【主な取組】

- 障害のある人の就労促進についての普及啓発
- トライアル雇用についての普及啓発

(2) 障害者雇用の促進

- ・公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の就労に関する機関との連携のもとに、障害のある人の雇用促進及び就労の定着をめざします。

【主な取組】

- 公共職業安定所（ハローワーク）開催の障害のある人の就職相談に対する支援・協力
- 公的機関における障害のある人の雇用促進

(3) 雇用・就労施策との連携

- ・公共職業安定所（ハローワーク）や事業所との連携を図り、トライアル雇用事業などを活用し、障害のある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。
- ・雇用・就労に関する施策との連携により、障害のある人の雇用の場の拡大及び就労の定着を図ります。

【主な取組】

- トライアル雇用事業との連携
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業との連携

2. 経済的支援の充実

(1) 経済的自立の支援

- ・障害のある人の生活の安定及び自立と社会参加を支援するため、経済的負担の軽減を目的とした各種制度の周知を図ります。

【主な取組】

- 各種年金や手当等に関する周知及び利用促進
- 障害のある人に対する税制上の軽減措置、交通機関運賃割引制度、放送受信料の減免等の制度の周知及び利用促進

第5節 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

町では、「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」及び「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、高齢者や障害のある人のみならず可能な限りすべての人を対象として、ユニバーサルデザインの視点に基づく暮らしやすい生活環境の整備を進めています。

一方、アンケート調査では、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない（ない）」の3割近くを筆頭に、「道路や駅に階段や段差が多い」、「障害者用駐車場が少ない、利用できない」などの課題が挙げられており、高齢化の進展とともに町内での移動に困難を抱えている人が増えることが予想されることから、高齢者や障害のある人などの外出困難者や交通弱者に対する支援に努めていく必要があります。

また、火事や地震などの災害時に際しての不安として、「避難所の設備（トイレやベッドなど）や生活環境が不安」が3割以上、「一人で避難することができない」や「投薬や治療など医療的ケアが受けられない」が2割半ばとなっており、安否確認等災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、避難行動要支援者の現状把握や情報発信伝達手段の整備、避難誘導や避難生活を支えるための整備を進めていく必要があります。

平成25年6月の障害者基本法の改正により、消費者としての障害のある人の保護に関する規定が設けられましたが、アンケート調査でも消費者被害にあった障害のある人が示されていることから、今後、障害のある人等を対象とした消費者トラブル防止の取組みについても進めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 生活環境の整備

（1）ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備

- ・公共施設、道路、公園等のバリアフリー化が進んでいない箇所の整備・改築や、これから新設・改修する公共施設については、手すりやスロープの設置等福祉的配慮のある整備を推進します。

【主な取組】

- 建築物のバリアフリー化
- ユニバーサルデザインに配慮した道路や公共施設の改修、整備

2. 移動支援の充実

(1) 移動支援サービスの充実

- ・障害のある人の外出を支援するために、福祉車両を使って、要介護者などを輸送するサービスを行います。

【主な取組】

○移動支援に関するサービスの充実は、第5章「障害児福祉計画」を参照。

3. 防災・防犯対策の充実

(1) 災害時の支援体制

- ・災害時に自らの身を守ることが困難である障害のある人など避難行動要支援者の名簿登録を推進するとともに、要支援者を適切に避難させる体制を推進します。
- ・民生委員児童委員協議会が進める「災害時ひとりも見逃さない運動」や地域の自主防災組織と連携した要支援者の避難支援体制の整備を進めます。
- ・自主防災組織づくりや防犯パトロール活動の支援などを通して、警察や消防など関係機関のネットワークを構築し、防犯・防災対策を推進します。

【主な取組】

- 避難行動要支援者名簿作成の推進と要支援者の避難支援体制の整備
- 視覚・聴覚に障害のある人に対する緊急災害時の情報伝達手段の整備
- 自主防災組織づくりや防犯パトロール活動の支援

第6節 差別の解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

障害のある人の権利擁護、虐待防止に関しては、障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月に施行され、本町でも障害者虐待防止センターを社会福祉課に設置し、業務を行っています。

また、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行となり、県内各市町村では、障害を理由とした差別を解消するための体制整備が進められています。

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことが「ある」という人は約 3 割で、「外出先」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」などが主な場所となっており、様々な機会を通じて障害や障害のある人、また合理的配慮などについての理解啓発に努めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 障害理解の促進

（1）障害に対する広報・啓発の推進

- ・障害及び障害のある人に対する正しい理解、また人権擁護の理解が深まるよう、様々な広報・啓発活動を行い、「心のバリアフリー」を推進します。
- ・福祉・保健・医療・教育に関する研修会、イベントの開催、広報等を通して積極的な啓発活動を推進し、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

【主な取組】

- 広報紙やパンフレット、ホームページ等の活用
- 各種行事における障害に対する正しい啓発活動の推進

(2) 地域における福祉教育の推進

- ・ボランティア活動や福祉活動のPR、公民館講座や家庭教育学級などあらゆる機会をとらえて福祉教育を推進し、町民の福祉に関する意識の醸成を図ります。

【主な取組】

- ボランティア活動や社会教育を通じての福祉意識の向上

(3) 学校における福祉教育の推進

- ・障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、幼少期から地域の障害のある人とふれあう交流会を実施するなど、福祉教育の充実・実践を図ります。

【主な取組】

- 福祉体験授業やボランティア体験の実施
- 特別支援学校及び特別支援学級と通常学級との交流学习の実施・拡大

2. 差別解消、虐待防止、権利擁護の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- ・障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者差別の解消と障害理解の促進にむけた住民・事業者への啓発活動を強化します。

【主な取組】

- 障害者差別解消についての普及啓発

(2) 虐待防止対策の推進

- ・ 障害者虐待防止法を踏まえ、関係機関と連携し、障害者虐待の早期発見、早期解決に向けた体制を構築するとともに、虐待防止体制の充実を図ります。

【主な取組】

- 障害者虐待防止についての普及啓発
- 障害者虐待防止に向けた関係機関や事業者との連携強化

(3) 権利擁護の推進

- ・ 知的障害のある人や精神障害のある人など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談の促進に努めます。
- ・ 成年後見制度について、わかりやすい周知・啓発に努めます。

【主な取組】

- 成年後見制度の利用促進
- 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業等の実施支援
- 民生委員児童委員との連携による相談支援活動の充実

第5章 第5期障害福祉計画

第1節 計画の基本的な考え方

これまで、町では4期にわたって「障害福祉計画」を策定してきましたが、第5期計画（平成30年度～平成32年度）では、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」を新たに包含して策定することとなりました。

障害福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）を定めます。

第5期障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関する基本指針を踏まえて、「障害福祉サービスの提供体制の確保」「相談支援の提供体制の確保」「障害児支援の提供体制の確保」の3つの基本方針のもとに、本町の実情に応じて必要な事項を定める計画とします。

（1）障害福祉サービスの提供体制の確保

- ・地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び入所等から地域生活への移行の促進
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進

（2）相談支援の提供体制の確保

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

（3）障害児支援の提供体制の確保

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

第2節 第5期障害福祉計画における成果目標

国では、概ね平成32年度を目標年度として達成すべき「成果目標」として次の5つを示しています。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人（施設入所者）のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者数の数値目標を設定します。

《福祉施設の入所者の地域生活への移行にかかる成果目標》

	項目	数値	考え方
(a) 地域生活移行者数	平成28年度末の施設入所者数	39人	平成28年度末時点の利用人員
	【目標値】平成32年度末時点での地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
(b) 施設入所者数	平成28年度末の施設入所者数(A)	39人	平成28年度末時点の利用人員
	【目標値】平成32年度末の施設入所者数(B)	38人	平成32年度末時点の利用人員
	【目標値】削減見込(A-B)	1人	差引減少見込み数

【国の指針】

(a) 平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(b) 平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標としたことを踏まえ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

《精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる成果目標》

	項目	数値	考え方
(a) 協議の場の設置状況	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	平成32年度末時点の設置状況

【国の指針】

(a) 平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）を設置。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を整備します。

《地域生活支援拠点等の整備にかかる成果目標》

	項目	数値	考え方
(a) 地域生活拠点等の整備状況	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	1箇所	平成32年度末時点の整備状況

【国の指針】

(a) 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数、また、就労移行支援事業の利用者数及び就労支援事業所数について目標値を設定します。

《福祉施設から一般就労への移行等》

指標	項目	数値	考え方
(a) 福祉施設から一般就労への移行	平成28年度の一般就労移行者数	2人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】平成32年度の一般就労移行者数	3人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
(b) 就労移行支援事業の利用者数	平成28年度就労移行支援事業利用者数	6人	平成28年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数)
	【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	8人	平成32年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数)
(c) 就労移行支援事業所数	平成28年度就労移行支援事業所数	1事業所	平成28年度において就労移行支援事業を実施している事業所の数
	【目標値】平成32年度末に就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数	1事業所	全事業所数の5割以上

【国の指針】

- (a) 平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行を達成することを基本とする。
- (b) 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
- (c) 就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。
- (d) 各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

（5）障害児支援の提供体制の整備等【障害児福祉計画】

障害児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、福祉、保健、医療、保育、教育等と連携して提供する体制を構築するとともに、以下の数値目標について設定します。

《障害児支援の提供体制の整備等にかかる成果目標》

	項目	数値	考え方
(a) 設置状況	児童発達支援センターの設置	1 箇所	平成 32 年度末の設置状況
(b) 体制の整備状況	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 箇所	平成 32 年度末の体制の整備状況
(c) 事業所の確保の状況	主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 事業所	平成 32 年度末における当該児童発達支援事業所数
		1 事業所	平成 32 年度末における当該放課後等デイサービス事業所数
(d) 協議の場の設置状況	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 箇所	医療的ケア児支援のための協議の場の整備状況

【国の指針】

- (a) 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域の設置も差支えない）に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- (b) 平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- (c) 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- (d) 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

第3節 障害福祉サービスの活動目標

【現状と課題】

第4期計画期間における訪問系サービスの利用は、「居宅介護」を中心にほぼ横ばいで推移しています。

日中活動系サービスの利用実績は、「生活介護」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「自立訓練（生活訓練）」で見込み量を下回っているものの、利用が伸びています。また、「就労移行支援」「療養介護」「短期入所」はほぼ見込量どおりとなっています。

居住系サービスは、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」ともに利用実績が伸びて、見込量を上回っています。また、「計画相談支援」の利用実績も増加傾向にあります。

地域生活支援事業については、「日常生活用具給付・貸与事業」で利用実績が見込量を大きく上回り、今後も増加が予想されます。そのほか、「コミュニケーション支援事業」「地域活動支援センター事業」「手話奉仕員養成講座」で見込量どおりとなっていますが、利用者の数は多くはなく、今後も現状レベルでの推移が予想されます。

アンケート調査では、利用しているサービスには満足しているかについては、「満足している」が67.9%と、「あまり満足していない」の10.3%をおおきく上回っていますが、「サービスを行っている施設が境になく、近隣の市町まで行かなければならない」や「希望通りに利用できない」「障害によっては利用できない」「定員オーバーで使えない」といった意見もあり、近隣市町と連携しつつ、引き続き利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 訪問系サービス

（1）居宅介護（ホームヘルプ）

- ・自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

(2) 重度訪問介護

- 重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害のある人であって、医療機関に入院した人については、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用することができます。

(3) 同行援護

- 重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。

(4) 行動援護

- 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

(5) 重度障害者等包括支援

- 常に介護が必要な障害のある人のうち、介護度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの見込量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	延時間／月	144	156	160
	実人／月	15	18	19

【見込み量設定の考え方】

訪問系の各サービスの利用実績に基づき、各年1人の利用者増と、一人平均8～10時間の利用を見込みます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

- ・常に介護が必要な障害のある人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

- ・自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の回復等に必要なりハビリテーションや訓練等を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

- ・自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上に必要な訓練等を行います。

(4) 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供及び知識や能力向上のための訓練を行います。

(5) 就労継続支援（A型）

- ・一般就労が困難な障害のある人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練等を行います。

(6) 就労継続支援（B型）

- ・雇用契約に基づく就労が困難な障害のある人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練等を行います。

(7) 就労定着支援（※平成 30 年度より新設）

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

(8) 療養介護

- ・医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

(9) 短期入所（ショートステイ）

- ・介護者が病気等で不在となる場合に、短期間、施設への一時入所による介護等を行います。

【日中活動系サービスの見込量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1)生活介護	延人日／月	1,176	1,197	1,218
	実人／月	56	57	58
(2)自立訓練(機能訓練)	延人日／月	10	10	10
	実人／月	1	1	1
(3)自立訓練(生活訓練)	延人日／月	30	30	30
	実人／月	2	2	2
(4)就労移行支援	延人日／月	133	144	152
	実人／月	7	8	8
(5)就労継続支援(A型)	延人日／月	216	234	252
	実人／月	12	13	14
(6)就労継続支援(B型)	延人日／月	486	504	522
	実人／月	27	28	29
(7)就労定着支援	延人日／月	10	10	10
	実人／月	1	1	1
(8)療養介護	延人日／月	122	122	122
	実人／月	4	4	4
(9)短期入所	延人日／月	38	43	43
	実人／月	5	5	5

【見込み量設定の考え方】

- ・生活介護は、利用実績に基づき、各年1人の利用者増、1人平均月21日の利用を見込みます。
- ・自立訓練（機能訓練）の利用実績はありませんが、各年1人、1人平均月10日の利用を見込みます。自立訓練（生活訓練）は、最大で月2人、1人平均月15日の利用を見込みます。
- ・就労移行支援は、利用実績に基づき、最大で月8人、1人平均月18～19日の利用を見込みます。
- ・就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）は、利用実績に基づき、各年1人の利用者増、1人平均月18日の利用を見込みます。
- ・就労定着支援は、新規の事業であり、利用実績がないことから、月に1人平均月18日の利用を見込みます。
- ・療養介護は、利用実績に基づき、現行の4人による1人平均月30日の利用を見込みます。
- ・短期入所は、利用実績に基づき、月に最大で5人、1人平均8日の利用を見込みます。

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助（※平成30年度より新設）

- 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象に、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

- 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

(3) 施設入所支援

- 施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【居住系サービスの見込量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 自立生活援助	実人／月	1	1	1
(2) 共同生活援助	実人／月	27	28	29
(3) 施設入所支援	実人／月	38	38	38

【見込み量設定の考え方】

- 自立生活援助は、新規の事業となり利用実績がありませんが、月1人の利用を見込みます。
- 共同生活援助は、利用実績を基に、月1人の利用者の増加を見込みます。
- 施設入所支援は、利用実績を基に、最大で月39人の利用を見込みます。

4. 相談支援

(1) 計画相談支援（個別計画作成）

- **サービス利用支援**：障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。
- **継続サービス利用支援**：サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

(2) 地域移行支援

- 障害者支援施設等に入所、または精神科病院に入院している障害のある人に対して、住居の確保や地域に移行するための活動に関する相談を行います。

(3) 地域定着支援

- 居宅において一人暮らしをしている障害のある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

【相談支援の見込量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 計画相談支援（個別計画作成）	実人／月	150	155	160
(2) 地域移行支援	実人／月	1	1	2
(3) 地域定着支援	実人／月	0	1	1

【見込み量設定の考え方】

- 計画相談支援（個別計画作成）は、利用実績を基に、年あたり5人の増加を見込みます。
- 地域移行支援は、利用実績がありませんが、最大で月2人の利用を見込みます。
- 地域定着支援は、利用実績を基に、最大で月1人の利用を見込みます。

5. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

- ・ 障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

- ・ 障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

- ・ 障害のある人や保護者、介護を行っている人からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

①障害者相談支援事業	障害のある人、又はその保護者等の相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
②基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターについて、近隣市町村と連携し、設置に向けて検討していきます。また、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携に向けた事業を推進します。
③住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度の利用が有効と認められる、知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの人々の権利擁護を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

- ・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のある人とのコミュニケーションの支援を行うため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
②手話通訳者設置事業	聴覚障害のある人との交流の促進や、支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。

(6) 日常生活用具給付等事業

- ・重度の障害のある人などに対し、日常生活上の困難を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修）の給付または貸与を行います。

(7) 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会参加等に必要外出時の支援を行います。

(8) 地域活動支援センター事業

- ・障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ります。

(9) 日中一時支援事業

- ・障害のある人の日中における活動の場を確保し、保護者や家族の就労支援及び日常的に介護を行っている人の一時的な休息を支援します。

(10) 生活サポート事業

- 介護給付支給決定以外の人で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす恐れのある人に対して、必要な支援（生活支援や家族援助等）を行います。

(11) 身体障害者自動車運転免許取得費補助事業

- 身体に障害のある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費の一部について補助を行います。

(12) 身体障害者自動車改造費補助事業

- 下肢または体幹機能に重度の障害のある人が、自立した生活や社会活動への参加、就労のため使用する自動車の改造に要した費用の一部について補助を行います。

(13) 障害者訪問入浴サービス事業

- 自力で入浴することが困難な障害のある人の自宅に、移動入浴車で訪問し、入浴サービスを提供し、障害のある人等の心身機能の維持と介護者の負担軽減を図る事業です。

【地域生活支援事業の見込量】

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
②基幹相談支援センター	実施箇所数	1	1	1
③住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施箇所数	1	1	1
(4)成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1
(5)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/月	2	3	4
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1
(6)日常生活用具給付等事業	件数/年	590	600	610
(7)移動支援事業	実施箇所数	1	1	1
	実人/月	5	5	5
(8)地域活動支援センター事業	実施箇所数	2	2	2
(9)日中一時支援事業	実施箇所数	8	8	8
	実人/年	40	40	40
(10)生活サポート事業	実人/年	1	1	1
(11)身体障害者自動車運転免許取得費補助事業	実人/年	1	1	1
(12)身体障害者自動車改造費補助事業	実人/年	1	1	1
(13)障害者訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2

【見込み量設定の考え方】

- 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業については、町役場にて実施します。
- 障害者相談支援事業は、町内2箇所にての実施となります。
- 基幹相談支援センターは、近隣市町村と連携し、設置に向けて検討していきます。
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、1箇所での実施に向けて検討していきます。
- 成年後見制度の利用について啓発し、年1人の利用を見込みます。
- 手話通訳者設置事業は1箇所にて実施します。
- 日常生活用具給付等事業は、利用実績に基づき、年10件の利用増を見込みます。
- 移動支援事業は、実績に基づき、町内1箇所で月最大で5人の利用を見込みます。
- 地域活動支援センター事業は、町内2箇所での実施となります。

- ・日中一時支援事業は、利用実績に基づき、町内外8箇所、最大で年40人の利用を見込みます。
- ・生活サポート事業、身体障害者自動車運転免許取得費補助事業の利用実績はありませんが、年1人の利用を見込みます。
- ・身体障害者自動車改造費補助事業は、利用実績に基づき、年1人の利用を見込みます。
- ・障害者訪問入浴サービス事業は町外2箇所での実施となります。

6. 障害福祉計画に定める見込量確保の方策

- すべての障害のある人のニーズに応じたサービスを提供できるよう、広報やホームページ等により、より一層の情報提供を行います。
- 一般就労を推進するため、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、雇用する側に対して障害理解が得られるよう広報・啓発活動に努めます。
- 地域における障害への理解や連携の向上を図り、地域生活への移行が円滑に進むように努めます。
- サービス利用計画作成の対象者の拡大に対応できるよう、民間事業者と連携し相談支援の提供体制の拡充に努めます。
- 相談支援事業について、気軽に相談できる環境等の整備や相談に応じる職員の資質向上に努めます。
- 日常生活用具給付等事業について、障害のある人が自立した日常生活を送れるよう必要な用具の把握や給付体制の整備に努めます。
- 地域活動支援センター事業について、障害のある人の日常生活の充実が図れるよう創作活動や生産活動等の充実を努めます。
- 移動支援事業や意思疎通支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等について、利用者のニーズに応えられるよう、サービスの提供に努めます。

第4節 第1期障害児福祉計画

【現状と課題】

障害のある児童への支援は、改正児童福祉法（平成24年4月1日施行）に一本化され、障害のある児童の定義に「精神に障害のある児童（発達障害を含む）」が明記されました。また児童デイサービスの児童発達支援への制度変更、保育所等訪問支援の新設によって、家族支援も含めた早期からの支援が可能となる体制整備が各市町村で進められています。

さらに、平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正において、「障害児福祉計画」の策定が義務化されました。「障害児福祉計画」では、児童福祉法に基づく障害のある児童を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めていくことになります。

「児童発達支援」については、今回新たに事業として位置づけることになりましたが、今後の利用者の増加が見込まれます。「放課後等デイサービス」についても、利用者が増加しており、さらなるサービス量の確保を図っていく必要があります。保育所等訪問支援等については、現状での利用はありませんが、利用者の出現に応じ柔軟な対応を図れるよう体制の整備を整えておく必要があります。

アンケート調査より、発達障害のある児童に対しては、介助者から「療育内容や施設についての情報提供」をはじめ、「療育」、「診断後の具体的な指導、フォローアップ」「障害児のための専門的な教育の充実」などが求められており、子ども・子育て支援法に基づく事業とも調整を図りつつ、ライフステージを通じて切れ目のない支援ができるよう、保健・医療、福祉、教育のさらなる連携を進めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 障害児通所支援

（1）児童発達支援

- ・障害児支援施設を利用して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

(2) 放課後等デイサービス

- 学校（幼稚園および大学を除く）に就学している障害のある児童に対し、障害児支援施設等において、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 保育所等訪問支援

- 保育所等に通う障害のある児童について、施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(4) 障害児支援利用援助

- 利用する障害児通所支援の種類および内容等を定めた計画を作成します。

(5) 継続障害児支援利用援助

- 継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画の変更もしくは給付決定の変更に係る申請の勧奨を行います。

2. 子ども・子育て支援等に基づく支援

(1) 保育園・認定こども園（※新規追加）

- 保育園では、保護者の就労または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を実施します。
- 認定こども園では、就学前の児童に対し幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行います。
- 障害のある児童を受入れることのできる保育園・認定こども園の拡充を図ります。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- 放課後に保護者が不在となる家庭の児童を対象に、家庭的な雰囲気の中で遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）において、障害のある児童を受入れることのできる放課後児童クラブの拡充を図ります。

【第5期の児童福祉法に基づく障害児サービスの見込み量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1)児童発達支援	実人/月	8	9	10
(2)放課後等デイサービス	実人/月	25	28	30
(3)保育所等訪問支援	実人/月	—	—	—
(4)障害児支援利用援助	実人/月	—	—	—
(5)継続障害児支援利用援助	実人/月	—	—	—

【見込み量設定の考え方】

- ・児童発達支援は利用実績に基づき、年1人の利用者増を見込みます。
- ・放課後等デイサービスは、利用実績に基づき、最大で月30人の利用者を見込みます。
- ・保育所等訪問支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助については、利用者の出現に応じ柔軟な対応を図ります。

3. 児童福祉法に定めるサービスに関する見込量確保の方策

- すべての障害のある児童に対し、より一層の情報提供を行い適切なサービスが提供できるように努めます。
- 子ども子育て支援法に基づく支援については、早期療育体制の充実をはじめ、障害児保育、放課後児童クラブでの対応の充実を図ります。
- 児童福祉法に基づく各種サービスについては、新たな利用者の出現に際して適切な対応を図るとともに、サービス提供体制の確保に取り組んでいきます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制の確立

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア、当事者団体、障害者支援団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関との連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進にあたります。

2. 国・県・近隣市町村との連携

障害のある人に関する各種施策の展開については、福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等をはじめとする庁内の関係各課との連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

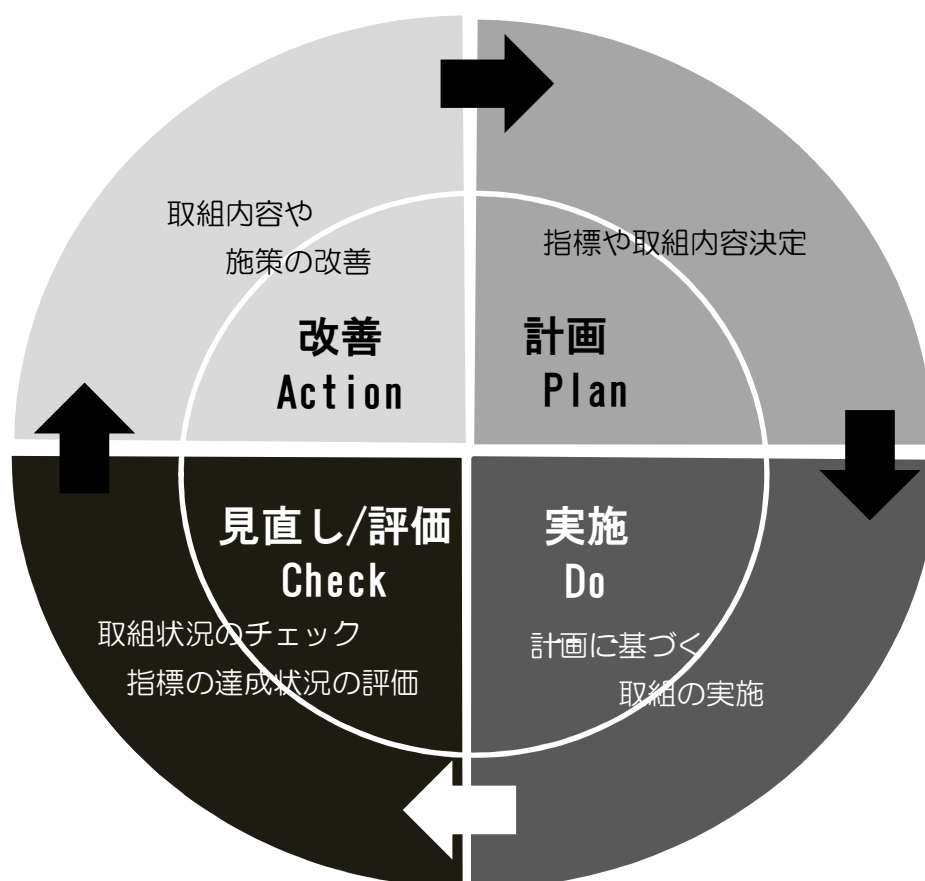
また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び古河・坂東障害福祉圏域との密接な連携を図りながら施策を推進します。

第2節 計画の点検・評価

「境町第3次障害者計画」の計画期間は6年、「境町第5期障害福祉計画（※障害児福祉計画を含む）」の計画期間は3年となっています。

両計画の実施状況については、当事者や障害者団体、障害福祉サービス事業所等からの意見を参考にしながら、事業内容やサービス見込量の達成状況、地域生活への移行状況等についてPDCAサイクルによる点検・評価を行い、次期計画に反映していきます。

また、計画の進行状況や点検・評価の結果については、町の広報、ホームページ等により、広く町民に周知を図ります。



資料編

1. 境町地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害者施策を円滑かつ適切に実施するため、境町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発，改善等に関すること。
- (5) 障害者の権利擁護に関すること。
- (6) その他障害者の福祉向上のために必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものの中から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 障害者関係団体に所属する者
- (5) 障害者等の教育関係者
- (6) 障害者等の雇用関係者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉主管課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2. 境町地域自立支援協議会委員名簿

(◎：委員長、○：副委員長)

	区分	所属機関及び団体	氏名
1	相談支援事業者	プーさんの家	○ 和田 澄子
2	障害福祉サービス事業者	境町社会福祉協議会	塚原 栄一
3	//	多機能型事業所みつばち	成島 理恵
4	//	地域活動支援センター煌	戸塚 秀樹
5	保健・医療関係者	子ども未来課健康推進室	馬場 由香子
6	障害者関係団体に所属する者	境町身体障害者福祉協議会	◎ 中村 久夫
7	//	境町心身障害児・者父母の会	福田 勝房
8	障害者等の教育関係者	境特別支援学校長	大森 正雄
9	障害者等の雇用関係者	境総合サービス	小澤 智

3. 「境町障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」策定経過

開催（実施）月	会議等
平成 29 年 9 月 22 日～ 10 月 9 日	計画策定に伴うアンケート調査の実施
平成 29 年 9 月 29 日	第 1 回境町地域自立支援協議会 ・策定の趣旨、国の指針、町の障害者福祉の現状等について ・アンケート調査の実施について
平成 29 年 12 月 26 日	第 2 回境町地域自立支援協議会 ・計画素案及び数値目標の検討 ・アンケート調査結果の報告
平成 30 年	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月	第 3 回境町地域自立支援協議会 ・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の確定

4. 用語説明

ア行

インクルージョン

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という言葉から来ており、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うこと。

親子相談（→平成 30 年度より「にこにこ教室」に名称変更）

乳幼児健診や育児相談等の結果、個性に応じた療育が必要とされた者を対象に療育プログラム（応用行動分析）に沿い、指導者（臨床発達心理士）による個別指導・集団指導を行う。

カ行

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力に困難が生じる発達障害。

高機能自閉症（HFA）

広汎性発達障害の一つで、知能指数が IQ70 以上で、知的障害を伴わない自閉症。

合理的配慮

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

サ行

障害者基本法

障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障害のある人は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。

ジョブコーチ

障害のある人の就労にあたり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える役割の人。

すすすく相談

乳幼児健診や育児相談等の結果、個性に応じた療育が必要とされた者を対象にポータージ早期療育プログラムに沿い、指導者（茨城県ポータージ協会）による個別指導を行う。

すこやか教室

就園前のお子さんとその親を対象に、集団生活に慣れる事を目的とした教室を行う。健診などで集団生活に慣れにくい親子での関わりが苦手なご家庭を対象に教室の参加を提供する。

生活習慣病

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

夕行

地域活動支援センター

障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

注意欠如多動性障害（ADHD）

多動性（過活動）、不注意（注意障害）、衝動性を症状の特徴とする神経発達症もしくは行動障害のこと。

特別支援学校

平成 19 年度の学校教育法改正で、従来の盲・ろう学校、養護学校（知的障害、肢体不自由、病弱）が特別支援学校という学校種別になった。特別支援学校には小学部、中学部、高等部が併設されていることが多いのに対して、高等特別支援学校は、高等部単独で設置される。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

トライアル雇用

公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって、特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度。

ナ行

内部障害

身体内部の臓器の障害で、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害などがある。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ハ行

発達障害

広汎性発達障害（自閉症など）や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。

バリアフリー

障害のある人や高齢者等の社会参加を困難にしている物理的な障害や、社会的、制度的、心理的なすべての障害を除去すること。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者などのために、様々な障壁をなくしていくバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様をあらかじめ取り入れておこうとする考え方。

ラ行

ライフステージ

乳幼児期から成人期に至るまでの人間の成長や発達に伴う長期的な視点からみた生活段階。

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指す考え方。

療育

言葉や身体機能など、発達に遅れのみられる子どもについて、生活への不自由をなくすようにトレーニング・教育を行うこと。

境町第 3 次障害者計画
境町第 5 期障害福祉計画
境町第 1 期障害児福祉計画

発行：茨城県・境町

平成 30 年 3 月

問合せ：境町役場 福祉部 社会福祉課

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391-1

TEL 0280-81-1305 FAX 0280-86-6020

E-mail hukusi@town.sakai.ibaraki.jp

